

市民科学通信

2023 年 9 月号
(通算 40 号)

2023 年 9 月 28 日 発行

発行: NGO 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口

垣ノ内町 5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分

事務局 E-mail :

sigemo.nao@gmail.com

目 次

【コラム】2023 年 7 月～8 月、この夏の市民科学運動・・・重本 冬水・・・	0 2
人間は原発（放射能）を制御できない（2）・・・青水 司・・・	0 6
「世界市民」概念の歴史性—世界平和の「主体」とは誰か— ・中村 共一・・・	1 4
寸評：“コモン”に思う	
—『コモンの「自治論」』を手掛かりに— ・・・・宮崎 昭・・・	1 9
新書散策の旅（シリーズ第 11 回）	
・・・いまだからこそ大江健三郎『ヒロシマ・ノート』	
（岩波新書、1965 年）から学ぶ・・・＜振り返り編 No.3＞・・・宮崎 昭・・・	2 2
自己本位と則天去私・・・竹内 真澄・・・	3 0
僕の思想史の方法—構造・コンテクスト・テキスト—・・・竹内 真澄・・・	3 3
連帯責任 ・・・・塩小路橋宅三・・・	3 5
近況短信：ファンタジーにある「古い」	
—団地タクシー奮闘記「あー、熱中症！」の巻—⑩・・・宮崎 昭・・・	3 7
公私二元論と労資二元論・・・竹内 真澄・・・	3 9
デザンドレ&ダンフォード：デュオ・リサイタル・・・照井日出喜・・・	4 3

【コラム】

2023 年 7 月～8 月、 この夏の市民科学活動

重本冬水

(1)

京都に暮らして、早 35 年、夏の暑さは今年が特に猛暑とも感じず、いつもどおりの京都の猛暑です。祇園祭の山鉦建てあたりからお盆の五山の送り火にかけてが特に暑いのですが、これもいつもどおりです。今後もずっといつもどおりの京都の夏を願うばかりです。

土壁の古びた拙宅は低山の麓の緩やかな傾斜地にあり、また木々に囲まれていることから、9 月に入ると朝晩は過ごしやすくなります。8 月下旬頃から虫の音が聞こえてきます。7 月は蝉の声が甲高く響きます。その前の 2 月から 6 月まではうぐいすが鳴き続けます。この鳴き声は心地よく、また庭には様々な鳥が木の枝にとまり色々な鳴き声を奏でます。この鳥の鳴く声と近くを流れる川のせせらぎが、千年余り続く歴史的環境と共にこの地域特有の自然環境であり、それは今も息づいています。

この夏、7 月～8 月の私の市民科学の主な活動をふりかえりますと、第 1 はブックレット『京都社会文化センター活動史—1999 年～2023 年—』の執筆と編集作業、第 2 は 7 月 9 日開催の「市民科学公開講座」の準備・発表とその後、第 3 は 8 月中・下旬頃の福島第一原発汚染水海洋放出の市民科学京都研究所声明文の取り組み、第 4 は 7 月 30 日開催の雑誌『アジェンダ—未来への課題』創刊 20 周年記念イベントへの参加です。

(2)

市民科学研究所（旧称）は 2009 年 1 月に NPO 法人京都社会文化センターの附置機関として設立されました。2013 年度からは独立した機関となり、以後、同センターとの協働関係を続けてきました。毎年 1 月には、研究所定例所員会議の終了後、同センター年次総会を行ってきました。この NPO 京都社会文化センターは、1999 年 7 月 17 日設立、その後、前年 12 月に施行された特定非営利活動促進法（通称；NPO 法）に基づいて法人申請に取り組み、2000 年 1 月 21 日に法人認証を受けました。以後、2009 年からの市民科学研究所設立・運営を含め NPO 法人として様々な活動を展開しましたが、2019 年 3 月にセンターの「場」であった町家からの撤退を余儀なくされ、翌年からの新型コロナの影響も加わり、また中心メンバーの高齢化あるいは退会に伴い継続が困難となっていきました。2023 年 1 月 29 日の年次総会で解散を決議しました。諸手続きを経て、本年 5 月 26 日に京都市に「解散に係る清算が終了した届出書」を提出しました。なお、清算終了後の 5 月 27 日以降は、任意団体 NGO 京都社会文化センターのブランド名の下、それぞれの活動体（ともいき塾、出版会、冬水文庫など）が独自に活動を行っています。

解散総会では、これまでの 23 年 10 ヶ月間のセンター諸活動をふり返り、その活動とは何であったかをブックレットで刊行することが決まりました。出版社は汎工房（東京・三鷹）とすることも決まりました。汎工房代表取締役はセンター会員であった岡部拓哉さんです。書名『京都社会文化センター活動史—1999 年～2023 年—』は、9 月 4 日に汎工房へ全原稿を提出、

11 月下旬に刊行予定です。出版費用は執筆者 7 名とセンター会員（研究所員でもある永井康代さん）の寄付金によっています。出版概要と目次は以下です。

《出版概要》

- ・編集：『京都社会文化センター活動史』刊行委員会
- ・発行：NGO 京都社会文化センター出版会
- ・発売：汎工房（東京・三鷹）
- ・執筆者（担当箇所）：重本直利（1～3 章、10 章など）、藤原隆信（4 章）、三宅正伸（5 章）、竹内眞澄（6 章）、山西万三（7 章）、中村共一（8 章）、馬頭忠治（9 章）。

《目次》

はじめに

第Ⅰ部 京都社会文化センター活動史

- 第1章 活動前史—1993 年 4 月～1999 年 6 月—
- 第2章 前期活動史—1999 年 7 月～2009 年 2 月—
- 第3章 後期活動史—2009 年 3 月～2023 年 5 月—

第Ⅱ部 京都社会文化センターの諸活動

- 第4章 「町家カフェ」の実践
—若者の「学びと実践の場」としての京都社会文化センター—
- 第5章 「ともいき塾」奮戦記
- 第6章 京都自由大学の実験
- 第7章 貧しさから豊かさへ—社会文化活動の射程—

第Ⅲ部 社会文化活動の思想と論理

- 第8章 社会文化とは何か
- 第9章 原子力時代のアソシエーションと社会文化
- 第10章 市民社会形成と市民経営体—「補完」かオルターナティブか—

おわりに

付録；京都社会文化センター活動史関連データ・資料等

(3)

7 月 9 日開催の「市民科学公開講座」についてはすでに研究所の HP で掲載済みで、その後の議論は本「通信」7 月号、8 月号で掲載されていますので割愛します。

8 月中・下旬頃には、原発プロジェクト担当の青水さんからの提案を受けて、福島第一原発汚染水海洋放出の市民科学京都研究所声明文に取り組みました。海洋放出後もマスコミ報道は常に「処理水」で報道されています。放射能汚染水を薄めれば「処理水」となると言うのです。ここから手品（マジック）のごとく「処理水」は「汚染水」と無関係のように取り扱われ「安全水」となります。これが政府のキャッチフレーズです。キャッチフレーズとは、広告などで客を引きつける文句、特徴・長所などを特に強調して宣伝する言葉、うたい文句です。さらには「汚染水と言ってはいけない」ということにもなっています。「汚染水」と言ってしまった閣僚は大きな非難を浴び、すぐに謝罪しました。「汚染水」発言はタブー（禁句）であり「口に出してはならない」のです。しかし「処理水」は「汚染水」を薄めたものであり「処理された」（＝物の性質を変える）ものではありません。薄めただけであり放射能の質が変わるわけでも無くなるわけでもありません。

「処理水は安全」と言うなら海洋放出容認の政府関係者および原発関係者はその水を飲めばよいのです。安全で人体に何ら問題がないというならば水道水として使えばよいのです。この

ことは、かつて「原発が安全」であるなら東京の真ん中に原発をと言った広瀬隆さんの著書（『東京に原発を！』1981年）を思い出します。この著書の30年後の2011年になって、ようやく「原発が安全」ではないことが明確になり共有されるようになってきました。「東京に原発を」はとんでもないことです。それは福島でも、新潟でも、福井でも同じです。このとんでもないことが福島原発事故で実証されました。放射能汚染水の「処理水」は安全ではないことが今後一層明確になってくるでしょう。だが、それに気づいた時はもう手遅れです。譚詩（たんし）を詠みます。

<こんな科学はいらない>

原発が安全なら
過疎地でなく東京の真ん中に建てればよい
処理水が安全なら
海に流すのではなく水道水として使えばよい
しかし、それは出来ない
何故か？
あまりにも危険だから
過疎地、海だったらよいのか
地域と自然の豊かさを犠牲にしてもよいのか
よい！
これが「国家の科学」と「資本の科学」の結論
こんな科学はいらない

2023年9月23日 冬水

研究所の声明文でも触れましたように、国連人権理事会の下におかれた国連人権専門家5名による勧告では、汚染水を太平洋に放出することは、子どもの人権を含む人権の尊重を否定するものであり、日本の国内外で子供たちをさらなる危険に晒すことになるかと述べています。繰り返しますが、気づいた時にはもう手遅れなのです。福島原発事故と同様です。取り返しのつかないことなのです。国際的に人権感覚の低さを指摘される日本では「子どもの人権」への感覚の低さは特に顕著です。この「勧告」では「汚染水」と表現しています。日本では「汚染水」発言はタブーであり、マスコミ報道もすべて一律に「処理水」です。「汚染水」と報道すればバッシングされるのでしょう。ここでも政府（国家）およびスポンサー（資本）への忖度がはたらいています。せめて「薄められた汚染水」と言うべきです。「国家の報道」、「資本の報道」は進行しています。気づいた時にはもう手遅れなのです。

「安全基準」、「科学的根拠」をめぐる闘いは「国家の科学」と「資本の科学」との闘いです。その根底はゾルレン（当為）をめぐる闘いです。これが私の「市民の科学」です。

(4)

7月30日に雑誌『アジェンダ—未来への課題』創刊20周年記念イベントに参加しました。会場は平安神宮前の「みやこめっせ」（京都市勧業館、東山・岡崎エリアにある京都最大級のイベント会場・展示場と称されています）の大会議室です。使用料は高いだろうな！と思いつつ参加。イベント会場の書籍コーナーに『市民の科学』を置かせてもらいました。

アジェンダ・プロジェクトには、年報『市民の科学』の9号から編集協力、校正、印刷、製本を担っていただいています。また、季刊『アジェンダ—未来への課題』の編集・発行を担っています谷野さんとは2008年の「韓国併合」100年市民ネットワークの事務局を共にし、その後、2013年からは龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センターの事務局も共にし

ました。

事前に「メッセージ動画」に出演という依頼がありましたが、動画に出る自信がありませんのでメッセージ文を送りました。以下です。

“『アジェンダ』創刊 20 年、長年のご奮闘に深甚なる敬意を表します。現代の諸問題に正面から向き合い、未来への具体的課題を提起しつづける取り組みは、他誌を圧倒していると思います。かつて篠原三郎（故人）氏は「南京もアウシュビッツも戦後まで知らざりきいまなにを知らざる」（『歌集キャンパスの四季』みずち書房、1991 年）を詠みました。『アジェンダ』によって、「いまなにを知らざる」を気づかされ、なにを為すべきかを教えられています。学界、マスコミ界、出版界などが迷走・混迷する中、また氾濫する情報の中、「知らざりきことを知らせる」役割を引き続き発揮されることを願っています。今、ウクライナの地に各国から大量の武器が投入され、凄まじい殺戮（殺し合い）が続き、停戦・終戦が見通せない現状は、さながら世界大戦の様相を呈しています。世界は日本は深い暗闇の中にあります。『アジェンダ』の灯火が市民連帯（つながり）の広がりにもむけて一層輝き続けることを願っています”
(NGO 市民科学京都研究所事務局長・重本直利)

イベント当日の午後は、青柳純一さんの講演があり、タイトルは「朝鮮戦争停戦から 70 年—朝鮮停戦体制を終戦・平和へ」でした。サブタイトルの「朝鮮停戦体制」とその「終戦・平和へ」という視点からのアプローチに大きな刺激をいただきました。講演後、青柳さんと若干の立ち話をし、市民科学京都研究所の取り組みとの接点を探りました。また、青柳さんの新刊『現代日韓 60 年史—朝鮮停戦体制を終戦・平和へ』（アジェンダ・プロジェクト、2023 年 7 月、定価 1200 円＜税別＞）を購入し新たに日韓関係史を学んでいます。

(5)

京都社会文化センター設立時の最初の取り組みは、光州民衆抗争 20 周年のイベントでした。私にとっては、ドイツの社会文化センターの日本での取り組みは、日韓関係史、日韓市民交流を基本に据えるべき（ゾルレン）であると考えてきました。今も変わりません。徴用工問題（企業の過去責任・戦争責任）も、「韓国併合」100 年市民ネットワークも、安重根東洋平和研究の取り組みも、これはゾルレン（当為）からきています。ゾルレンをめぐる闘い、その重要性をあらためて確認させられた一夏でした。

篠原先生の「いまなにを知らざる」の警鐘が聞こえてきます。気づいた時にはもう手遅れなのです。南京とアウシュビッツのごとく。

(しげもと とうすい)

曼珠沙華(彼岸花)夏の終わりに 庭に咲き 秋芳香の 金木犀へ (冬水)

人間は原発(放射能)を制御できない(2)

青水司

まえおき

市民科学京都研究所（以下、市民研）の「声明・東電福島第1原発のトリチウム汚染水の海洋放出に反対し、撤回を求める」（2023年8月22日）（以下、「声明」）の公表後、「ALPS 処理水は科学的に安全」を主張する政府の見解が当然のように流布されていることに疑問の声があり、原発（放射能）の危険性の現実と基本視点について述べました。その後の感想も受けて、すでに述べてきた私見を中心に展開します。なお、前号との継続性を分かりやすくするため、重複する部分があります。また、内容に合わせてタイトルを変更します。

はじめに

市民研は福島第1原発過酷事故（以下、3.11）以来、原発とりわけ放射能の危険性を明らかにしてきました（とくに『市民の科学』では、第4号〔2012年1月〕、第5号〔2012年7月〕と連続して特集を組みました。ところが3.11の放射性汚染水をめぐって政府・東京電力（以下、東電）が「トリチウム処理水は科学的に安全」と言いだしました。そのからくりの出発は、「トリチウム放射性汚染水」を「ALPS（多核種除去設備）処理水」と言い換えたことです。これは経済産業省（以下、経産省）の文書で正式に使用されますが（「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」〔以下、「ALPS 小委員会」〕報告書、2020年2月10日）、そこでは、トリチウム以外の放射性物質（核種）がすべて放出基準値未満のものを「ALPS 処理水」、1核種でも放出基準値以上のものを「ALPS 処理水*」とするもので、これはいわば国民に対する宣戦布告だと思います（具体的には後述）。つまり、国民に汚染水とは言わせないということです。とりわけ「ALPS 処理水」は処理しても放射性汚染水ですが基準値以下ですからまだしも、「ALPS 処理水*」は到底「処理水」とはいえないものです。以後、様々なところで「ALPS 処理水*」も含めた「ALPS 処理水」を国民に強要することになります。ALPS で処理してもトリチウムはもちろん猛毒のストロンチウム 90 など通常稼働による温廃水¹⁾以外にも事故によるデブリに含まれる核種（T14 も判明）も残っています。それ同時にALPS の欠陥（2013 年から試運転中で 2014 年にもトラブルがあった）も覆い隠すことになります。政府・東電は放射能が危険であることをよく知っているのに、その怖さを徹底的に隠ぺいし、歪曲します。これこそ「原発安全神話」が 3.11 の過酷事故で崩壊もとで今度は放射能被害を隠ぺいする「放射能安全神話」です。つまり、小児甲状腺がんや放射線被ばく労働者（以下、被ばく労働者）のがんの否定・矮小化、避難者の分断・差別が狙いです。そこで、わたしは原発の危険性、とりわけ放射能（放射性物質）の本質的問題を具体的に明らかにし、政府・東電の政策・主張の問題性に迫るとともに、政府・東電の「処理水は科学的に安全」論を引き写すマスコミの「大本営発表路線」への

逆戻りを糾弾し、困難ななかでも心あるジャーナリスト達が原発・放射能の危険性を追求する声を上げることに期待します。原発（放射能）はいつから安全になったのですか？

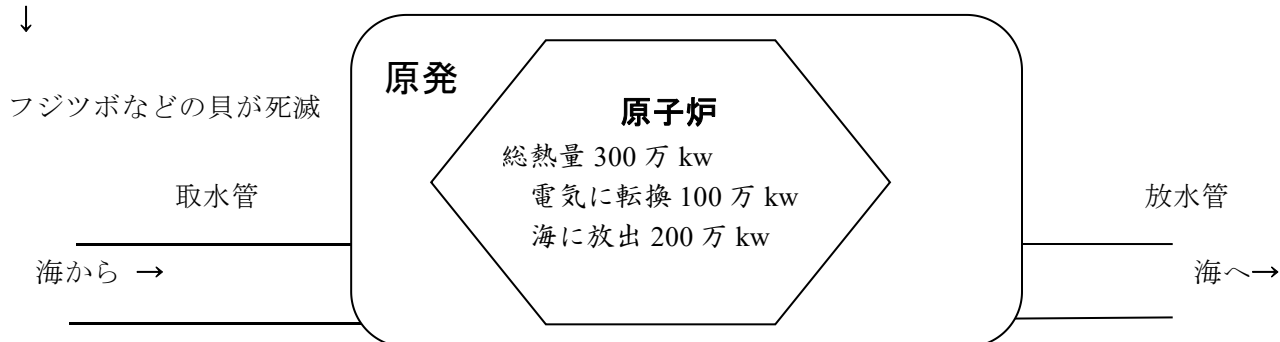
注 1) 放射性物質は通常運転では温排水に含まれます。

1 最大の問題は放射能です 人間は放射能をコントロールできない

・ 温排水には放射性物質が含まれる（いま問題のトリチウムなど）

2 原発は発電というより「海温め装置」が本質（水戸巖曰く） エネルギーの約 7 割は海温めに使用

・ 殺生物剤注入（フジツボなど取水管への付着を防ぐ） ・ 核分裂を別にすれば、火力発電と同じ方式で
| （注 2）参照） 熱効率は約 30%（火力は 50%以上）で、
| それが温排水として否定的役割（下記）
↓



・ 冷却水：取り込まれたプランクトンや稚仔魚などが
原発内の復水器を通過する際の熱で死滅

図 1 原発の構造と温排水

・ 温排水：70 トンの海水が 1 秒間に約 7℃上昇
放射性物質放出、海の生態系を破壊、
海水中の二酸化炭素が蒸発（環境問題）

1. 放射性汚染水の放出をめぐる基本的視点

わたしは被ばく労働の危険性を重視していますが（後述）、図 1 の温排水（放射性汚染水を含む）も科学的に安全ではないので、原発が存在する限りできるだけ危険を少なくすることが課題だと思います。今回は汚染水が焦点になっていますが、全体的視野つまり原発の危険性の本質から考えねば、政府・東電の落とし穴にはまることになります。2011 年 4 月 2 日、原子炉 2 号機の取水口付近から高濃度の汚染水が検出され、海洋流出が確実に推定されていました。ところが東電は情報の開示を引き延ばし、2013 年 7 月 22 日、毎日約 300 トンの汚染水が海洋に流出していることを初めて認めましたが、推計総線量はトリチウムが概算 20～40 兆Bq、猛毒のストロンチウムとセシウムをあわせて最大 30 兆Bq（放出限度 2,200 億Bq）と天文学的数値でした。テレビや新聞は 3.11 当初にはあれほど原発の危険性を問題にし、放射性汚染水の危険性も追及したのに、今や「処理水」としてしか問題にせず、他国との比較をして「中国も垂れ流しているし、日本より多い」といった低劣な議論に引きずり込めています。

つまり、汚染水を問題にする場合でもまずロンドン条約のような基本に立ち返るべきです。1983 年ロンドン会議が行われ妥協の末、核廃棄物の海洋投棄を一時禁止する案が「ロンドン条約」として通過しましたが、日本は禁止、制限する一切の案に反対しました。（高木仁三郎『核時代を生きる』講談社新書、1983 年、第 6 章）。また、今回ロンドン条約違反だと指摘されて、経産省は海上投棄は違反だが、地上から投棄するのは違反ではないと言ったそうです。まさに鉄面皮です。ロンドン条約で地上からの投棄を認

めたのは、3.11 事故当初のように流出を含めて放出せざるを得ない場合など、保管できない緊急の場合やむなく認めざるを得ない、ほかの手段があれば放出は認められないと解釈すべきです。そうでないなら今回のやり方は海上投棄と同じです。なお、ロンドン条約以前から、日本は放射性廃棄物を太平洋に投棄する計画を持っていましたが、ミクロネシアの人々の「そんなに安全なら東京湾に捨てればいい」という一致した反対に遭い頓挫しました。「唯一の被爆国」がやることでしょうか。恥しくなります。

2. 原発（放射能）の根本的危険性：放射性物質は制御不能

このような意味ではまず原爆・原発の存在が及ぼす基本的現実抜きに議論は出来ません。原爆はもちろん危険極まりないですが、福島第 1 原発過酷事故は別としても、現在標準の 100 万 kw 級原発 1 基で毎年世界の人口の致死量に当たる放射性物質（死の灰）を生み出します。しかもこの放射性物質を人間は現代科学をもってしても化学的・機械的な管理・処理（ALPS や貯蔵タンクなど）しかできず、つまり放射性物質を消滅するとか変質（核種分離）させて放射性物質ではなくすとかして無害化することはできません。厳密に言うと技術的、費用対効果の点でほとんど不可能です（高木仁三郎『原子力神話からの解放』講談社 α 文庫、2011 年、第 1 章、参照〔2000 年初出、光文社〕）。

これが基本だということを忘れると、「ALPS 処理水は科学的に安全だ」という俗論が現れます。結局、高レベル放射性廃棄物はフィンランドのオンカロで試みられているように地中 500m に 10 万年間埋設するくらいしか処分方法がないのです。途方もない期間です。日本は地震・火山大国ですからこのような方法はほとんど不可能です。そこで、他国の人権も尊重しない日本は、今回のようにロンドン条約を破って放射性汚染水（廃棄物）を太平洋に放出するのです。さらに今回の ALPS とタンクでも明らかになったようにそれ自体にも欠陥があり、未来にまで禍根を残す放射性廃棄物は増えるばかりです。さらに、山口県上関町祝島の人々は 40 年間も原発をつくらせていませんが、今度はその上関町が廃棄物の最終処分のための中間貯蔵地の誘致に動き始めたという報道がありました。これは廃棄物を処分できないことによる苦肉の策としてのたらいまわしです。福島の汚染土でも似たようなことをしています。これほど廃棄物処理が難しいのになぜ原発にしがみつくののでしょうか。あきれ果てるばかりです。このように、温廃水（放射性汚染水）の海洋放出問題だけを見ても、原発継続のためなら海洋生物が放射線を受けた場合、それ自体も問題ですが、その海洋生物を食べる住民、生物がガンになってもかまわない。そして魚に被害があっても電力会社、自治体そして「科学者」（かっこをつけたのはまともでないという意味です）はまともに調査さえしないのです²⁾。

注 2) 伊方原発周辺では 1981 年～1992 年に魚介類の大量死が 7 回も起こり、1981 年 9 月中旬伊予灘 5 町で 62 種類の魚の死亡が判明。9 月 24 日瀬戸町漁協は高知大学・楠田理一教授に調査を依頼、同 26 日楠田教授は「連鎖球菌が発見された」と報告。その後愛媛県は 10 月末までまともな調査をせず、「原因は酸欠」とした。10 月 24 日伊方原発反対八西連絡協が愛媛大学農学部・柳哲雄講師に依頼した分析結果として、原発の「吸排水口管などに付着している魚介類を取り除くために塩素を大量に使用したために起こった疑いがある」と公表。同 28 日瀬戸町の質問状に対し四国電力は、フジツボを除去したが、薬品を使っていない、などとした。同 28 日瀬戸町魚大量死対策本部が設置され、同日京都大学農学部水産学科・柏井誠助手代表の漁災研調査班（以下、京大調査班とする）に調査を申し入れ、京大調査班は早速 11 月 1 日現地調査、「沿岸の生態系の慢性的な破壊を考えない限り連鎖球菌原因説は成立しない」、「原発の温廃水の徹底究明と監視が必要」、「海域に重大な被害を及ぼすのは原発を措いてはか考え難い」とした。

一方、愛媛県は、愛媛大学、高知大学の教授 8 人をメンバーとする「三崎半島伊予灘海域漁場環境調査研究グループ」（以下、県調査グループとする）を突然発足させた。11 月 2 日初会合・秘

密会で「魚大量死は原発とは無関係、原因は連鎖球菌」と判断。現地に1度も入らず、1回の会議だけで原因を断定（瀬戸町魚大量死対策本部が京大調査班に調査を依頼した2日後に、団長になった伊藤猛夫・愛媛大教授を出張先まで追いかけて急ぎに発足させたことが判明）。11月27日京大調査班は、県調査グループに水俣病の判例などをあげて、漁民に今後の対策も示さず「原発シロ説」の結論を示したことを批判した。同日、白石愛媛県知事と四国電力山口会長らが、「伊方3号炉増設で合意」した。このように、伊方原発3号機の増設も絡んで不可解なことが行われた。そして、白石知事は県調査グループが調査もせずに主張した「連鎖球菌」説を支持した。その後1992年まで連鎖球菌、寄生虫などで魚大量死が生じたと県調査グループは報告した（斎間満『原発の来た町・伊方原発の30年』南海日日新聞社、2002年）。

斎間は新聞記者さらに南海日日新聞社を設立し社長・記者として、2号炉裁判の原告として30年以上闘い、病に倒れてもなお本書を完成させました。「あとがき」で「いま、為政者や企業側は莫大な金と巨大な権力を駆使して利潤の追求と戦争に備えた国づくりへと邁進しているかに見える。住民への弾圧も行われ（子どもの目の前で手錠をかけられた男性、手のひら大のステッカーを貼っただけで恥辱を受けた女性）、自衛隊という軍隊の動員も想定されていることなども考え合わせると、核という地球規模の破壊的な兵器の原料となる原発を阻止することは、反戦活動にもつながる」と結びました。半世紀以上前（原発の誘致話が表面化した1969年）から原発の本質を見抜き、美しい瀬戸内海を守ろうとジャーナリストの本当の姿を示してくれた斎間にお礼を言いたい。小出裕章さんは「まえがき」で、「1978年4月25日、松山地方裁判所の玄関から（田中正造が書いたという）『辛酸亦入佳境』の垂れ幕を持った住民が飛び出てきた。伊方原発1号炉の設置許可取り消し裁判で住民が敗訴した瞬間だった」。上述でも分かるように、「詳細な事実を記録し広く知らせるといふ本書のような闘いは、余人をもってなし難いものであり、斎間さんがこの時、この場所にいてくれたことをありがたく思う」と書いています。

3. 「放射能安全神話」＝「ALPS 処理水は科学的に安全」のからくり

上述のように、原発（放射能）は根本的に安全ではないのに、放射性汚染水を「ALPS 処理水」に名前を代えただけで安全になるはずがありません。今回のトリチウム汚染水ではアリバイ的に「調査」していますが、科学的に安全になるわけではありません。日本のトリチウムの年間放出管理基準値という「安全基準」なるものは年間22兆Bqですが、実はこの値は国内で初めに稼働した福島の高圧水型原子炉で年間約20兆Bq放出した（加圧水型は200兆Bq）のに合わせただけです。「科学的な安全性」とは何の関係もありません。また、排出基準の6万Bq/Lも同様です。そしてこれを40分の1に薄めて放出するだけで安全と関係ありません（西尾正道「トリチウムの健康被害について」『市民のためのがん治療の会』 www.com-info.org/medical.php?ima_20181211_nishio）。

さらに、核実験で分かった凝集（吹き溜まり）や、海洋生物による濃縮もあります。トリチウムは毒性がセシウムの約千分の一と言われますが、不安定で自然に崩壊しβ線を出します。1本の放射線（β線）がピンポイントで遺伝子を損壊できます。また、DNAに損傷修復機構はありますが、ほかの細胞にはあまりありません。放射能による障害を完全には修復できないし、どの程度の修復力があるか科学的に明らかになっていません。また、世界的にトリチウムを含め、放射能被害が起きています。それを受けて、西尾さんはトリチウムを海洋放出することは人類に対する緩慢な殺人行為だとしています。科学的に適切に言えば、以上だけでも核兵器と原発すなわち人間の自殺行為をなぜ止めないのかわたしには不思議です。

現在、核兵器だけでなく原発にも怯えているウクライナの人々を見ても分からない（分かろうとしない）岸田首相などの権力者は鈍感極まりないのです。いや、核兵器と

原発がぴったりと結びついているから核兵器を欲しがると倫理性や思想性のかけらもない岸田政権には、ウクライナのひまわりも瀬戸内海の海洋生物や美しい景色もそれを守ろうとする人々も目に映らないのでしょうか。そして、IAEA（国際原子力機関）もウクライナに顔を出しますが、何をやっているのでしょうか。第3者機関というなら米口の調整を真剣にすべきです。かつてアメリカが1981年イラクの原発を破壊した時も何もしなかった。アメリカが破壊したと言っているのに、メッセージも出さなかったし、当然アメリカを批判しなかった。当初から米を中心とした英・仏の核戦略のために、そして原発推進のために設立した組織だからです。第3者機関のはずがありません。ましてや市民の立場を考える組織などではなく、原発推進の「国際原子力ムラ」のトップ組織ですから日本政府を応援するのは当然です。

なお、IAEAやICRP（国際放射線防護委員会）は今回の汚染水海洋投棄で「正当化」を基本原則（基準）にしています。その「正当化」は、「害よりも益が多いということです。害には被ばく被害だけではなく、経済的、社会的、環境的な害も含まれます。IAEAはこの「正当化」を検証しておらず日本がやるべきだとしています。ところが日本政府は、「海洋放出は廃炉と福島復興に不可欠」という身勝手に根拠のない主張をして「益」を主張する一方、「害」については「海洋放出による被ばく被害」だけを取り上げています。これはIAEA基準にさえ反します。しかも日本政府は「太平洋地域は一つの社会であり」、放出の「正当化」について他国の評価を必要としないとしています。恐るべきことです（放射線被ばくを学習する会・記者会見「汚染水海洋投棄の問題点」2023年8月28日）。ロンドン条約の精神など眼中にないどころか、中国顔負けの他国の主権侵害です。どさくさにまぎれて、とんでもないことを主張しています。わたしなら「科学的に安全」と思っているでもまず謝罪します。通常稼働の温排水と質的に違い、燃料デブリに触れて発生した核種もその変質物も放出するのです。そのうえで、これ以上海を汚さないようにお互いに努力しましょう。そのためにもこれ以上原発を増やすことだけはやめましょう、と提案します。そうすれば、中国も海産物の全面輸入禁止まではしないでしょう。

4. 「人権最低国」日本

放射能問題は原子物理学者の武谷三男が言ったように、どこまで我慢できるかという社会的合意の問題です。わたしは、その合意はその社会がどれだけ人権を尊重しているにかかっていると思います。その上で、日本はご存じの通り「人権尊重の最低国」です。その点で、東電・政府の姿勢はIAEAやICRPの虎の威を借り、空虚な「科学」を装うだけで、まったく人権尊重ではありません。

前号で書きましたが、3.11の避難区域の設定において重大な問題が生じました。結果として、年20mSv以上は避難区域になったのですが、これがいわゆる「20mSv問題」で、自主避難者が苦難を抱える始まりです。つまり、20mSv以下の地域に住んでいた人々は、公的な避難者とはみなされなかったのです。まったく科学的どころか、非人権的政策です（白井聡ほか『福島を切り捨てるのですか“20mシーベルト受忍論”批判』かもがわブックレット、2015年）。それに対して、ソ連崩壊前という混乱した時期の1986年に起きたチェルノブイリ過酷事故後創られた「チェルノブイリ法」では、放射線被ばく年1～5mSv未満の汚染地域では移住の権利（「避難の権利」）が保障され、5mSv以上の汚染地域では移住の義務がありました。

原発に限らず難民問題などでもこのような人権無視・軽視について国連人権理事会からたびたび勧告を受けても、日本政府は「そのようにしています」とか、「これからはそうします」というだけで、原発関連では逆に避難者を抹殺しようとしています。また、

国際的には「国内避難民」という規定があります。原発だけでなく、自然災害、紛争からの避難などを含めてこの「国内避難民」について、1998年「国内避難に関する指導原則（GPID）」が国連で採択されました。そして、2017年11月、国連の定期的普遍的審査（UPR 勧告）でポルトガルから福島第1原発事故で「影響を受けたすべての人に対しGPIDを適用すること」との指摘が提出されました（さらに、メキシコ、ドイツ、オーストリアが加わる）。ヨーロッパなどの国から手が差し伸べられたのです³⁾。日本政府の回答は「フォローアップに同意する」ということです。つまり尊重するということですが、GPID文書を翻訳しただけで、「国内避難民」原則3にある国内避難民の保護、人道的援助の提供は国、避難元自治体、避難先自治体全レベルにあるが、政府はもちろん、大阪府・市に見られるように、「避難者の登録をさせずゼロにする」という真逆のことをしています（森松明希子『災害からの命の守り方—わたしが避難できたわけ—』文芸社、2021年、第5章・第6章・第9章、参照）。福島県はご存じのように裁判までして避難者を公営住宅から追い出しています。原発を誘致までしておいて人間として許されません。

注3) また、国連人権理事会の国連人権専門家5名の勧告を無視しています。彼らは国連職員ではなく、金銭的報酬を受け取らず、いかなる政府、組織からも独立し、個人の資格で任務にあたる専門家です。有害廃棄物、食糧の権利、国内避難民の人権、健康の権利、水と衛生の権利と今回の汚染水に関する主要問題をカバーする専門家たちです。わたしは5名もの専門家の声明に接したのは初めてですが、国連人権理事会が汚染水問題をいかに重視しているか分かります。つまり政府は「避難者」のいないオリンピックを成功させ、土建屋的復興で復興を果たしたといたかったのです。しかし、被災3県のうちで福島県は震災関連死が2,318人と人口が福島県より多い宮城県の震災関連死929人の3倍近い（2023年2月現在）ことのおもな理由は、放射能の直接的・間接的影響が大きいと考えられます。被災者・避難者の復興抜きに復興などありえません。しかし政府の復興政策は逆立ちした帰還政策に偏り、人間的思いやりがないというべきです。

5. 放射能の特質、不正のからくりと原子力国家

放射性物質は見えない、臭いがしないので存在が分かりにくいのです。おまけにがんになっても晩発性ですぐに発症することが少なくそれを逆手にとって、東電の下請け企業などは被ばく線量をごまかし、被ばく労働者のがんの原因が原発（放射能）であることを否定します。そして厚労省はがんの労災認定を少なくとも100mSv（ICRP規準）以上でなければ認定せず、3.11後初めて認定されました（2016年、甲状腺がん、149.6mSv）。認定された多くは白血病（ICRP規準5mSv以上）で8件ですが、ほぼ40mSv以上でしか認定されていません。全体では、2017年までわずか20件です。原子力科学者の研究では、1239人（J.W.ゴフマン、1991年）、少なくとも558人（日本の放射線研究所、1987年）ががん死危険評価です（1971～2009年度のがん死亡者の推計）。原発が稼働すれば事故がなくてもがんの危険はありますから政府・電力会社は「放射能安全神話」を繰り返すのです。

大事故を起こした後述のJCO、柏崎刈羽原発、過酷事故を起こした福島第1原発他、とりわけ東電は海底活断層の隠ぺいと豆腐のように軟弱な地盤（柏崎刈羽原発で、田中角栄が5億円儲けたといわれる）、事故の隠ぺい、設計や検査ミスの隠ぺい、改ざんに至るまで、数々の不正を行ってきたのです（原子力資料情報室『検証 東電原発トラブル隠し』岩波ブックレット、2002年）。そして、大事故を起こしたら「想定外」に逃げ込んできました。それでも原発にしがみつくのはよほど儲かる人、国が存在するのでしょう。また原子力研究をやりたい「科学者」がいるのでしょう。許しがたいことです。

前号で、JCO事故について述べたように、わたしは、ドキュメント（NHK「東海村臨界

事故」取材班『朽ちていった命―被ばく治療 83 日間の記録―』新潮文庫、2002 年）を読んだ時、大内久さんの背中が浮かんできて原発は原爆だ（正確には、裸の原子炉が街中で核分裂を起こし臨界に達した）と思いました。被ばく労働者もいろんな工夫をしてきたと思います。多分、大内さん、篠原理人さんたちは合理化が進む中で少しでも作業がしやすいようにとバケツを使ったのだと思います。臨界事故の教育を受けず、それでも核燃料主任技術者に相談し許可を得ていたのです。「ウラン加工工場臨界事故調査委員会」（以下、「事故調」）の吉川弘之委員長は事故の責任はすべてバケツでウラン溶液を運んだ作業者の行為であるとしましたが、形状管理（ウランを取り扱う設備を物理的に臨界が起こり得ない形状にすること）がされていなかったことが真の原因で、しかも国と原子力産業は「仮に作業員がどんなにミスをして、原子力ではフル・プルーフ（誤っても安全性は確保）で安全だ」と言ってきたのです。バケツはきっかけにすぎなかっただけです（青水司「『朽ちていった命』と『災害からの命の守り方』を繋ぐもの」『市民科学通信』27 号、2022 年 8 月、参照）。

「事故調」はこのように労働者を犠牲にして責任を負わせたのですが、もともと動燃が主体的に行うべきウラン粉末を溶液化する設備投資をせずに、その技術と設備を持っていない JCO に下請け的にやらせたことが発端です。わたしは動燃と原子力安全委員会（国）の責任が大きいと思いますが、大内さんと篠原さんに対する業務上過失致死などの罪に問われた JCO の幹部 6 人の裁判では、6 人とも執行猶予の付いた禁固 2～3 年の判決でした。間接的とはいえ責任の重い動燃と原子力安全委員会も裁かれませんでした。3.11 でも国が裁かれることがほとんどありません。どれだけ国に責任があっても、被ばく労働者に、被災者とりわけ自主避難者に責任を転嫁するのです。被害者が加害者に、避難者が復興の妨害者にされてしまうのです。これこそ「原子力国家」です。

だから、A. ネグリは原子力は国家の形を変えてしまう一種の怪物になると言ったのです。原発の「安全性を保障する」という馬鹿げた政策がとられ、国家権力はその権力を永続させるために、原発が危険であるにもかかわらず、その「絶対的な安全性」を保障しなければならないのです（A. ネグリ「原子力は怪物である」〔共同通信社取材班『世界が日本のことを考えている 3.11 後の文明を問う―17 賢人のメッセージ』太郎次郎エディタス、2012 年〕）。そのためには、「安全神話」が欠かせません。また、前述のように原発の欠陥の隠ぺい・改ざんを隠す秘密主義と情報隠ぺいのための機構（ネットワーク）が必要です。「国民のために」とか、「民主主義国家」という建前は崩さない「原子力国家」、これは綱渡りです。危険なことを民主主義的でなく、科学的でもなくごまかすことには周到な準備が必要です。

今回の汚染水放出の場合、それは経産省官僚の“命がけの”「ALPS 処理水」という言葉だったと思います。わたしは 2020 年 2 月にその意図に気がついていたのに認識が甘かったと思います。しかも、2019 年 11 月「処理水といわないと削除される不自由な時代になってしまいましたか？ … 世界報道の自由ランキングも、わが国は撃沈したまま、… 戦時中のような不自由な時代に、なってしまったのでしょうか？」というツイート？に出会っていました。そして政府は“嘘も 100 回言えば真実になる”、というように「ALPS 処理水は科学的に安全」を 3 年以上繰り返してきたのです。しかもマスメディアを徹底的に抑圧したのでしょうか。今回、海洋放出そのものよりもマスメディアで「処理水は科学的に安全…」がほとんど 100%になったのには愕然としました。まさに大本営発表への逆戻りです。マスメディアは 2018 年の大荒れの公聴会（トリチウムはもちろん、ストロンチウム 90 は制限濃度の 4 倍以上含むと ALPS の欠陥が暴露された）頃までは「汚染水」を追及していたはずですが。

おわりにかえて

政府はもちろん、マスメディアも唯一の被爆国（これもうそです）が原発はもちろんやめない、原爆もほしいという矛盾も感じず、被爆者の気持ちを逆なでしながら、8月15日には中国、朝鮮などアジアの人たちにまず侵略の謝罪をしないことに痛みを感じず、いよいよ大本営発表に逆戻りで「処理水は科学的に安全…」を何の疑問もなく繰り返しているのを見聞きして恐ろしくなりました。もちろん原発問題だけでなく全戦線に進んでいます。あらためて「原子力国家」の非人間性を思い知らされました。しかし、こんなに科学の倫理性（価値性）も分からない、人間的感性・理性・知性も持たないひとたちに負けるわけにはいきません。

（あおみ つかさ）



「世界市民」概念の歴史性

——世界平和の「主体」とは誰か——

中村共一

はじめに

本「通信」8月号のコラム「「補完」からオルターナティヴ——平和運動における「市民の外交」——」において、重本冬水さんから論争的な問題提起を受けました。僕の論稿「平和の主体は誰か——君島東彦さんの『講演』から——」¹⁾の主張点を受け止めつつ、重本さんは、「オルターナティヴとしての「市民の外交」」論の提起にそって、争点を提示されています。本稿は、僕なりの主張をあらためて示しながら、継続的な論議につなげていけたらと願い、まとめたものです。

本論に入るまえに僕の問題意識について一言。僕自身、米ロ対立を背景とした「ウクライナ戦争」のなかで、「世界の平和力」（自分を含めた）の脆弱さを痛感し、それをいかに理解し、克服すべきかを考え続けています。ロシアのウクライナ侵攻後、本「通信」において、いろいろな角度から批判的検討を試みてきたわけですが、なお、平和への展望をつかみ切れていない状況にあります。その苦慮の核心に位置しているのが、「平和主体」の問題であり、いま、世界平和の主体——これを僕は「世界市民」の問題とも位置づけていますが——をいかに捉えるべきか、という問題です。

多くの評論家のように、自分の立ち位置を外部に「保守」しながら、「世界平和」を語ったとしても、それは虚偽でしかなく、「国家の平和」に絡めとられるしかない。「国民」としてある自らも、客観的にみれば、「戦争の世界」の一人として存在し、何らかの政治的役割——直接、間接に——を果たしています。ですので、自らの存在のあり様を否定的に問題化しないかぎり、平和主体となりえません。こうした現存在をふまえ、「平和主体」は、いかに捉えられるべきか、と問うのが僕のスタンスです。が、これは僕だけでなく、現代人の普遍的な課題でもあるように思えます。アメリカべったりの「戦争政治」に同調する日本社会の風潮にあってみれば、なおのこと、この問題は広く議論されてしかるべきです。重本さんの論争提起は、社会的・歴史的な意義をもった、とても重要な「事件」だと思います。

1 「マルチトラック外交」の主体はどこにあるのか

さて、市民科学公開講座（2023年7月9日）の君島東彦さんの報告にあった、「マルチトラック外交」という点について、再度、触れておきたいと思います。「マルチトラック外交」という語は、君島さんの報告（資料5-3外交主体としての市民と自治体）のなかでは、「「マルチトラック外交」という考え方（米国のダイヤモンドおよびマクドナルド）。外交のトラック＝ルート。トラック1外交＝政府の外交。トラック2外交＝政府以外の外交。彼らは外交のトラックは9つあると考える。政府以外にも多くの外交主体がある」という文脈で説明されたものです²⁾。この文脈からすると、「トラック1外交＝政府の外交」を出発点におき、その下位（政府以外）に「外交主体としての市民と自治体」が位置づけられていることは明らかです。

国家（政府）間の敵対と平和という国際関係を大前提として、そのもとに「外交主体としての市民と自治体」を位置づけるとすれば、結局、それは「政府の外交」を「補完」するものとしてあるにすぎないのではないかと、僕は批判したのです。

そもそも「国家の平和」（戦争を肯定）と「市民の平和」（戦争を否定）は、同じ「トラック」内に位置づけられるものではないからです。ですので、「外交主体としての市民と自治体」を位置づけるにしても、「市民の平和」の観点からすれば、国家との「対抗」関係に立つ「市民や自治体」の主体性が問題となってこざるをえません。単なる「マルチ」の一つではなく、「平和主体」の転換という問題がそこにあるのです。したがって、むしろ、「外交主体としての市民と自治体」の視点にたつて、「マルチトラック外交」の全体が再構築されなければならないのです。

重本さんも、「戦争の主体・主役は国家ですが、平和の主体・主役は市民です」と明快に述べ、「平和主体」の転換という問題をふまえながら、「補完」ではなくオルターナティブな平和運動に自らの見地を置かれています。この見地から、さらに、では「市民と自治体の外交」が主役になるにはどうすればよいのか、と問題を投げかけるのです。僕が「世界市民」概念によってその根拠を根源的に捉えようとするのに対し、重本さんは「地域主権の確立に向けての知で地域市民の取り組み」といった倫理的・実践的が運動において、この「世界市民」が捉えられるのではないかと問題提起されたのです。

2 オルターナティブ＝「平和主体」論

さて、重本さんの「オルターナティブ」論は、「中央集権国家、国民国家に対する地域自治体、地域主権の確立に向けての地域市民の取り組み」として捉えられるものです。すなわち、「地域のことは地域で決める」という「地域主権」（地域主義）の理念にたち、国民国家を超える地域運動に「平和主体」を見いだしています。したがってまた、他の「地域市民」との連帯が「世界市民」となるのではないかと主張されています。例えば、沖縄を取り上げ、次のように語られます。

「地域の将来にとって最も重要な平和政策は地域主権の要です。特に、おかれている現状と過去の歴史から沖縄本島を含む南西諸島の平和政策は地域主権の要です。東アジアの市民との連帯がこれを支えます。玉城デニー知事の韓国訪問、中国訪問はこのことを意味しています。地域市民は、日本の市民、東アジアの市民、世界の市民と繋がっています。」³⁾

このように重本さんの場合、沖縄の平和が、地域を超えた課題としてあり、地域の平和運動が他の地域や世界の市民と「繋がって」いるところに「地域市民」の連帯がある。その連帯が「地域市民」を同時に「世界市民」として意味づけるのではないかと主張されているのです。確かに、重本さんの地域主義は、沖縄の「おかれている現状と過去の歴史」を踏まえて考えてみれば、県民（国民）をこえた人間の課題（地域主権）を提起するものであり、その「地域市民」の運動は「世界市民」のあり方を示すものといえます。重本さんの「世界市民」概念は、「地域主権」という人権に立脚した「地域市民」を前提として、その実践的な展開のうちに捉えられてくるものなのです。地域運動が、地域エゴではなく、沖縄における普遍的な人間の課題を追求するものである限り、それは、当然ながら、「世界市民」とみなされるべきだと思います。

他方、僕の「世界市民」概念は、重本さん同様に「オルターナティブ」の観点にたっていますが、より社会的に、しかも原理的なレベルで捉えています。国家間の戦争は、もともと、資本主義との関連で起こっており、戦争を解決する平和運動は世界的な課題としてしかありえません。ですので「オルターナティブ」といっても、僕の場合は、最初からグローバルな世界に

において考えようとしており、そしてまた、その「主体」の把握を脱近代的な社会運動において捉えようとするところに特徴があります。抽象的な実践レベルとはいえ、そのなかで、人間における普遍的な連帯の根拠をとらえようとしているのです。こうした課題設定は、たんに「平和主体」ばかりでなく、近代社会——何よりも資本主義市場経済——がうみだす種々の差別や抑圧を解決していく点において、「市民主体」を捉えたいと考えているからです。どんな具体的な問題であれ、「平和主体」の問題が、資本主義市場経済の歴史的展開とかかわってくる以上、そうした歴史的次元において、「平和の主体転換」を捉えていく必要があるのです。ですので、僕の「世界市民」論は、脱近代への「オルターナティブ」な運動において、その主体を理論的に解明するものとしてあるといえます。

3 「戦争の主体・主役」は国家か？

重本さんの「アルターナティブ」論には、疑問が無いわけではありません。

すでに指摘しましたように、重本さんの見地には、「戦争の主体・主役は国家ですが、平和の主体・主役は市民です」という認識がありました。両者の差異をみる限りでは、この表現に異存はないのですが、「戦争の主体・主役は国家」という把握には、若干、戸惑いを感じています。

戦争の「主体」は、軍事行動の意思決定権が国家にあることからして、たしかに「国家」にあるといえます。しかし、戦争における「主役」も、国家のものと考えべきなのか？ 戦争の根底には、国家間の利害対立があるわけですが、その利害対立を生むのが「資本」です。資本は、もともと無国籍な本性にあり、国内での資本蓄積の拡大は帝国主義に結びついていきます。資本過剰が溢れだすと、対外的な資本輸出を生みだし、また国内と同様な資本蓄積の条件をたえず他国に求めていくのです。それゆえに、他国の民族的・文化的・政治的な条件が、そこでの資本蓄積の「阻害」となる場合には、国家の手を借り、国際的な政治問題（軋轢・紛争・戦争）を進展させていくことになります。現代の戦争には、こうした経済的要因が本質的なものとしてあるのではないかと、思うのです。したがって、戦争の「主役」は、国家というより、むしろ、その「主体」の裏側に位置する「資本」にあるといえます。

また、「平和の主体・主役は市民」という把握にも、若干の疑問を感じます。「平和の主体・主役」の座が「地域市民」にあるとしても、地域住民がストレートに「平和の主体・主役」になるわけではないという点です。もともと、重本さんは「地域市民」自体に、ア・プリオリに、理念的な価値規定を与えられています。確かに、「平和の主体・主役」は国家主体との「対抗」関係においてその真正の主体性（立場）が求められてくるわけで、この理念的な価値規定は、当然のことです。しかし、その規定には、地域住民が、なぜ「地域市民」となるのか、その根拠が裏打ちされていなければならない。日本の他の地域でも、「平和の主体・主役」となる「地域市民」が成立してくる可能性があるのではないのでしょうか。沖縄の「おかれている現状と過去の歴史」は、決して軽視されてはならない真実だとしても、その地域と歴史が異なる地域にあっても、「平和の主体・主役」が出現する可能性（根拠）を踏まえておく必要があるのではないかと⁴⁾。今日の平和問題にあっては、特定に地域を越えて、グローバルな地域問題としてあり、普遍性をもった「地域主義」を構築する必要があるように思うのです。

要するに、「平和の主体・主役」としての「地域市民」の前提には、地域住民（国民）としての社会的・歴史的な存在がある。今日にあっては、自覚の有無にかかわらず、地域住民は、近代的な社会構造のなかに存在しているのです。近代社会の「平和」は、国家レベルで考えられるとしても、「資本」や「ネーション」のレベルとも関係づけられており、社会全体として「対抗」していくものでなければならない⁵⁾。その意味では、国家に対抗する「地域主義」は、

たんなる「地域主権」というより、「資本」と「国家」を超える「社会創造権」（人権）を意味していくのではないかと、とも思うのです。

4 「国民」から「世界市民」へ

しかし、世界は、諸社会構成体からなり、国境紛争、難民キャンプがあるとはいえ、基本的には、国籍のない大地はありません。人間は、国民をはなれて実在しえない。が、このこと自体が歴史的な人間存在のあり方なのです。したがって、「世界市民」といった用語は、常識的には、たんなる理念と考えられ、現実性のある想像的存在とはみなされにくい。国籍を前提とした論理こそが、リアルな議論とみなされてしまうのです。ですが、それぞれの社会は「世界（史）のなかの社会」であるはずで、世界（史）から孤立した人間集団ではありません。それぞれの社会には、「内なる世界」があるのです。なかでも、「資本主義市場経済」（「資本」）こそが、この世界を構成しているのです。ですから、国内的な平和運動であったとしても、「戦争の主役」が「資本」（独占的大企業）であってみれば、これとの「対抗」関係に立っていくのが「世界市民」ということになります。「国民」を超えて「世界市民」の立場に立つとは、資本主義の論理との関連で「人間」のあり方を問い、「資本主義的な存在構造」（国民）を止揚していく実践に身を置いていくことではないか、と思います。

この点で、福島・沖縄（犠牲のシステム）についての篠原三郎さんの鋭い指摘があります。

「現代資本主義の市場経済システムに囲まれ、依存し、生きていこうとすれば、『犠牲のシステム』を哀しいながら、反社会的に甘受していくことになるでしょう。そうでなければ、『犠牲のシステム』に対抗する、それに代わるべきあらたなシステムの構築が不可欠です。それがいかに難しいことであれ、いかなるものであるかを模索していくべき時代にあるのではないかと、しみじみ思うのです。対抗こそ現代にあるべき倫理かとも考えるのです。そのばあい、重要なことは、資本主義の市場経済システムとその論理のなかで失われてきた『犠牲にされるもの』の問の連帯をあたらしく構築していくことではないかと、考えるのです。」⁶⁾

篠原さんは、「資本主義の市場経済システムとその論理のなかで失われてきた「犠牲にされるもの」」に立脚し、「対抗の論理」を「犠牲にされるもの」の連帯にもとめ、倫理的な社会を構築していく「市民主体」を見いだしているのです。沖縄本島を含む南西諸島の平和問題には、こうした「資本主義の市場経済システム」とかかわった問題が含まれているはずです。ですので、根底的には、まさにこの点において「市民主体」を掴んでいく必要があるのではないかと、思うのです。この点とかかわって、さらに、イーグルトンの次の指摘も、意味深く響いてきます。

「わたしたちは、広い意味で同じ肉体をもっているから共通文化を造型することができるし、普遍的なものは相互に依存できる。社会性は、マルクスが認識したように、文化よりもさらにもっと深いレベルにおいて、個人としてのわたしたちに関わってくる。もちろん個々の人間の肉体は、その歴史、ジェンダー、エスニシティ、肉体的能力などによって異なる。しかし、個々の肉体は、言語運用とか労働とかセクシュアリティにおいて異なることはなく、それゆえ、そもそものはじめにおいて、わたしたちはたがいに潜在的に普遍的な関係にはいることが可能となる。」⁷⁾

イーグルトンは、階級や国民や民族とは関係なく、差異ある個体自体が人間をあらわすものとしてあり、そうした個別性ゆえに、「たがいに潜在的に普遍的な関係にはいることが可能となる」というのです。「犠牲にされるもの」の連帯は、こうした人間観に立脚してこそ、個々人が差別され、犠牲にされない、新たな社会を創造していくことが可能となるように思います。僕の「世界市民」論は、いまだ十分展開できるものではありませんが、こうした点を手掛かりに考えようとしています。

ともかく、重本さんと僕の見解には、基本的に大きなズレがあるわけではありません。どちらかというと、重本さんは、眼前の地域的な実践課題に即して「世界市民」がもつ意味を考え、僕は、近代資本主義の様々な限界状況を超える変革課題において「世界市民」概念を構築しようとしているにすぎません。単純化していえば、重本さんは、どのようにして「世界市民」になりうるかを問い、僕は「世界市民」とは何かを問いかけているのだといえます。したがって、僕らの問題は、「世界市民」概念をさらに重層化・豊富化していくことにあるのではないか、と思えてきます。どうでしょうか？

(注)

- 1) 中村共一「平和の主役は誰か——君島東彦さんの『講演』から——」市民科学通信・第38号、2023年7月。
- 2) 「9つのトラック」とは、以下の通りです。
トラック1<政府、つまり外交を通じての平和創造>
トラック2<非政府組織または専門家、つまり紛争解決を通じての平和創造>
トラック3<実業界、つまり商業を通じての平和創造>
トラック4<民間の市民、つまり個人的関与を通じての平和創造>
トラック5<研究・訓練・教育、つまり学習を通じての平和創造>
トラック6<社会運動、つまり提唱を通じての平和創造>
トラック7<宗教、つまり信仰の実践を通じての平和創造>
トラック8<資金援助、つまり人的・物的資源を提供することを通じての平和創造>
トラック9<通信手段とメディア、つまり情報を通じての平和創造>
(<http://toueironsetsu.web.fc2.com/Library/Multi/mtd2.htm#:~:text=マルチトラック>) より。
- 3) 柄谷行人『力と交換様式』岩波書店、2022年。
- 4) 井上ひさし『吉里吉里人』（新潮社、1981年）は、このテーマを提起したものです。
- 5) 重本冬水「<コラム>「補完」からオルターナティヴ——平和運動における「市民の外交」——」市民科学通信・第39号、2023年8月、15頁。
- 6) 篠原三郎「『犠牲のシステム』と現代の倫理——高橋哲哉著『犠牲のシステム 福島・沖縄』」（『“大学教授” ウェーバーと“ホームレス” マルクス』第1章）晃洋書房、2015年、8頁。
- 7) テリー・イーグルトン『文化とは何か』松柏社、2006年、270頁。

(なかむら きょういち)

寸評： “コモン” に思う

—『コモンの「自治論」』を手掛かりに—

宮崎 昭

気鋭の7人が、「コモン」の自治を論じているのですから、興味を惹かないはずがありません。面白くて一気に読んでしまいました。7人が7人とも、現実に対するヴィヴィッドな感覚と、権力によらない市民自らの力に基盤をおこうとする姿勢に、私自身も賛同し勇気づけられました。

ここでは、この書によって啓発された＜コモン＞の重要な意義について認識を深めるために、ちょっと気になる点を私自身の課題としても取り上げてみたいのです。



斎藤さんは、「はじめに」のなかで次のように説明しています。

「では、＜コモン＞とは、そもそも何だろうか。日本語では＜共＞とも訳される概念で、誰かや企業が独占するものではない「共有物」という意味だ。ひとまずは宇沢弘文氏の『社会的共通資本』を思い浮かべてもいいだろう」（斎藤・松本[2023]3頁、下線は宮崎）。

さらに、「…資本主義が浸透するにつれ、こうした共有資源は私有化されていく。それどころか、今やあらゆる＜コモン＞が解体されようとしているのだ」（同上）。ここに斎藤さんの問題意識が凝縮されています。

一方、第三章担当の岸本聡子さんは、斎藤さんの＜コモン＞概念を補足するかのようになり、つまり斎藤さんが「共有物」と表現していたのに対して、「必要なモノやサービスを＜コモン＞（共有財）と呼びます」（90頁、下線は宮崎）といい、「…もう一度＜コモン＞とは何かを問い直すと、誰もが『生きていく』ために必要とする共通財産のことですから、＜コモン＞の再生を考えるならば、命を育むという＜ケア＞の思想を強く意識することが本当は必要だったのです」（98頁）と述べています。モノだけでなくサービス（ケア）も加えています。

他方、これまでは＜コモン＞としては捉えなかった“もの”、あるいは“こと”まで含めて考える、ユニークな＜コモン＞論が見られます。私が知らなかっただけかもしれませんが。



第二章を担当している松村圭一郎さんは、巷にある小さな「店という場」に＜コモン＞の概念をかぶせています。そこは商品交換のロジックだけでは理解できない、「人間的な関係」が色濃くにじみ出ているからです。だから、「町のなかの小さな場所を自分たちの守るべき『コモン』だと思える人たちが集うことで生まれる」のが「自治」だということです（76頁）。本書の執筆者でもある藤原辰史さんの「縁食論」を思い出します。

また井上ひさしさんが構想した「飲み屋街」広場論にも通じる話ですね。「…井上構想によれば、まず劇場の前に飲み屋街を作る。そして、そこで50人の未亡人を雇う。何で未亡人かはよくわからないのですが、芝居を観終わった後は、未亡人たちが経営するその50軒の飲み屋さ

んで必ず呑むようにする——。…『ボローニア紀行』の広場論に結実していく、広場としての劇場という考えがすでにあったのだと思います」（今村他 262 頁）。

「居酒屋」や「飲み屋」を＜コモン＞というには抵抗のある人もいるでしょうが、これが「子ども食堂」だったらどうでしょうか。さらに、第五章担当松本卓也さんの「精神医療」「精神病院」や第一章担当白井聡さんの「大学」についてはどうでしょうか？いずれも説明するのに時間がかかるように思います。どちらも個人が得手勝手に出入りできるところではないからです。



以上の＜コモン＞論を見ていくと、＜コモン＞とはすでに在る、既存で既知のことではなく、歴史的・社会的に形成されてきたのではないか、と思うのです。要するに「歴史的発見」によるものと考えられます。しかし、＜コモン＞と聞けば、不変的な自然界に関わることであって、社会関係に規定されたものという印象は薄いのではないのでしょうか。

でも、松村さんや松本さん、白井さんの言うところを虚心に受け止めるならば、＜コモン＞というのは、歴史の転変変異のなかで形成されたと考えられます。たとえば年貢として納められたお米が、商品化して流通し「私有財」となったのですが、しかし文字通りの＜コモン＞になる可能性を与えたのは、やはり「米騒動」があったからではないのでしょうか。「誰もが『生きていく』ために必要とする共通財産」（岸本）として発見され、認識されるようになったということです。

イギリスの「パブ」、イタリアの「バール」、そして日本の居酒屋も、いまでは単なる飲食店ではなく、多様な人々が自由に集うことのできる＜コモン＞として認識されるようになったのだと思うのです。ヨーロッパにおける音楽を含めた舞台芸術はすでに＜コモン＞として定着していますが、わが国では未だ「公共財」には程遠い位置にあります。

こうした＜コモン＞の発見、生成は、誰か権力者によって「上から」遂行されてきたものではなく、多数の市民や住民の日常的な人間関係のなかで実現してきたものです。いわば市民による“文化革命”です。その意味で、＜コモン＞と「自治」は親和性があるのです。

なお、「社会インフラ」として期待されているコンビニ・チェーンは、「商品交換のロジック」で運営されており、＜コモン＞として位置づけることは困難です。しかし、北海道などで営業している「セイコーマート」は、地域に寄り添うような事業展開をしており、＜コモン＞として変異する可能性をもっています。「コンビニ」だからという理由で＜コモン＞への道をはじめから閉ざす必要はないと思いますが、いかがでしょうか？



さて、「資本による略奪」によって、「今やあらゆる＜コモン＞が解体されようとしている」という斎藤さんの問題提起について、少々触れておきたいことがあります。

マルクス『資本論』などを丹念に渉猟して、マルクスの神髄は自然と人間との間での「物質代謝」にあると喝破した斎藤さんは、＜コモン＞論の原型をここに求めています。

私が気になっているのは、「永遠の自然的条件」もしくは「歴史貫通的」ととらえられた「自然」と、「資本によって略奪」された＜自然＞との違いです。そのところが、妙にひっかかるのです。「歴史貫通的」な「自然」であるはずなのに、資本によって「亀裂」（斎藤[2022]124 頁）を入れられた＜自然＞が浮上してくる不思議です。

たとえば、こういう表現があります。もちろんマルクスを援用してのことです。

「あらゆる富の生産にとって、自然は本質的な役割を果たしているのであり、その自然的制約はポスト資本主義社会においても妥当し続ける。そのなかで、人間は自然からみずからの生活に必要なものを生産し、消費し、廃棄する。この循環過程は克服することのできない『人間

生活の永遠の自然的条件』なのである」（斎藤[2022]127 頁）と述べています。また、そこでの「労働過程」は「歴史貫通的に妥当する事実を表現している」（同上）とも指摘しているのです。

ところが、そのすぐ後で、「実際、人間の生産活動が自然に依存しているという指摘はある意味平凡なものだろう」（128 頁）といい、「歴史貫通的条件」は「抽象的契機にほかならないのであって、それらによっては現実的歴史的な生産諸段階はどれも理解できない」（同上）とマルクスの言うところを引用しています。

私の理解力が欠乏しているからなのか、ここでは「価値増殖過程」に関わる案件はとりあえず捨象しますが、「自然」の評価について困惑しています。私の推測ですが、「再生」すべき<コモン>というのは、「人間生活の永遠の自然的条件」を理念化しており、実際の現下にある<コモン>はといえば、「歴史貫通的」とはいえない<自然>、つまり資本の投資対象になり、汚染され、壊滅的な状態にある<自然>だと理解したのです。

この二様の「自然」と<自然>が折り重なって、<コモン>の再生と自治が語られているように受け止めたのですが、どうでしょう。

（みやざき あきら）

【参考文献】

斎藤幸平[2022]『大洪水の前に マルクスと惑星の物質代謝』角川文庫

斎藤幸平・松本卓也編[2023]『コモンの「自治論」』集英社コモン

藤原辰史[2020]『縁食論－孤食と共食のあいだ』ミシマ社

宮崎 昭[2023a]「寸評：『縁食』が意味すること」『市民科学通信』第 39（8 月）号

宮崎 昭[2023b]「新書散策の旅（シリーズ第 5 回）…今村忠純・島村 輝・大江健三郎・辻井 喬・永井 愛・平田オリザ・小森陽一・成田龍一編著「『井上ひさし』を読む 人生を肯定するまなざし（集英社新書、2020 年）から学ぶ …」『市民科学通信』第 35（4 月）号



新書散策の旅（シリーズ第11回）

… いまだからこそ大江健三郎『ヒロシマ・ノート』

（岩波新書、1965年）から学ぶ … <振り返り編 No. 3 >

宮崎 昭

<1945年8月6日から15日までの10日間の出来事が記されています…宮崎>

午前10時ごろではなかったかと思ふ。電鳴を轟かせる黒雲が市街の方から押し寄せて、降って来るのは万年筆ぐらゐな太さの棒のやうな雨であった。真夏だといふのに、ぞくぞくするほど寒かった。雨はすぐ止んだ。私は放心状態になってゐたらしい。夕立が降りだしたのはトラックに乗ってゐたときからではなかったかと思ったりした。私の知覚はずいぶん性能が下落してゐたに違ひない。黒い夕立は私の知覚をはぐらかすかのやうに、さっと来てさっと去った。だまされたやうな雨であった（井伏[1995]34-35頁）。

こんな怖るべき爆弾がこの世にあらうとは、我々は話に聞いたこともなく、思つてもみたことがない。たいていの人がさうであつたらう。子供は正直だからその素振りを見ればいい。被爆で殆ど全滅した勤労奉仕の中学生たちは、8月5日の日まで毎日のやうに家屋疎開の作業を手伝つてゐた。どの顔を見ても、ずらかったり逃げ隠れしたりするやうな色を見せてゐなかつた。勤労奉仕の女学生たちは白鉢巻をして「学徒挺身隊」の腕章を巻き、往きも帰りも「勤労働員の歌」を合唱しながら団体行進で製鋼所へ通つてゐた（井伏[1995]239-240頁）。

いきなりですが、大江健三郎さんは、『ヒロシマ・ノート』に関して「エモーショナル」だったのではないかと自己批判しています。大江さんの念頭にあつたのは、井伏鱒二さんでした。「…冷静に、沈着に、穏やかに、時にはユーモアをこめて、事実だけを確実につたえることが必要だった。それも、原爆という大災厄のなかで人間がどのように生活したかということをつたえることが必要だった。そして、それをしたのが井伏鱒二さんだったのです。かれは現実を忘れなかつた。しかも冷静に、エモーショナルでなく私たちにつたえてくれた」（大江[1995b]134頁）。

この「エモーショナル」だったという反省は、大江さんだけのことではなく、反核運動についての反省でもありました。

「…私も含めて核兵器のことを書く、あるいは反核の運動をする、そういう者たちはしばしばエモーショナルだったんじゃないかと思うのです」と言ってます（大江[1995b]133頁）。ちなみに、井伏さんの影響を強く受けた大江さんなのですが、この「エモーショナル」という表現を吐露させた理由のひとつとして考えられるのは、小沼[1973]の『黒い雨』についての解説の中にあります。

これは広島原爆を扱った作品である。しかし、作者はいつさいの雑音から最も遠い場所で、この悲惨な事実を丹念に記している。ここにも、右にも左にも偏らず

一筋の道を貫く作家の良心が明らかに見られる。その良心とは、庶民の倫理を乱すものへの最も素朴な怒りと悲しみにほかならないだろう（435 頁）。

大江さんも評価しているように、「悲惨な事実を丹念に記している」ことは当然なのですが、「右にも左にも偏らず」とあるのは、大江さんが失望した原水禁世界大会の分裂と重なるのです。そう思いました。この点を意識しながら、以下述べてみたいのです。

§

世界史上最悪の惨事が、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下と言われています。以来、日本はもちろんのこと、世界中で多くのことが語られてきました。私はすでに学生時代に読んだ経験がありますが、いま改めて 50 年ぶりに読もうとしたのは、ロシアによるウクライナ侵略で核兵器の使用可能性が高まっていることと、他方でこれを食い止める有効な手立てが未だ見当たらないことに危機感を強めたからです。中村[2023]では、イーグルトンの「希望とは何か」に寄せて「僕の『絶望感』を解きほぐしてくれそうなテーマなので、引き寄せられるように読みました」（65 頁）、とあります。

「解きほぐしてくれそうな」糸口が、この「希望」と「絶望」とが対極もしくは二律背反、相互排除の関係にあるのではなく、実はそうではなくて、“一筋の命脈”で繋がっているのではないか、という点にあります。「絶望」からいかにして立ち上がり、「希望」をわがものにするか、中村共一さんによるイーグルトンをもそう理解しました。

ただ、すでに大江健三郎さんは、私のいう“一筋の命脈”について、広島に現地入りして考え込み、悩み抜いて、その軌跡を半世紀以上前にレポートにまとめ公表しました。いまになってもなお、否、いまだからこそ私たちは忘れてはいけないと痛切に感じたのです。人為的で、未曾有の大惨事であるからこそ、エモーショナルになるのも当然かと思えます。それをいかにして超越していくのかという課題は、私たちにこそ与えられています。

§

大江さんは、1963 年の第九回原水禁世界大会の混乱、分裂騒動を目の当たりにして、「原水爆の脅威と悲惨」（184 頁）という大きなテーマを設定しました。そのルーツは、中国新聞の論説委員である金井利博氏の発言ではないでしょうか。

《原爆は威力として知られたか。人間的悲惨として知られたか》と金井論説委員は問いかける。そして明らかに、《世界に知られているヒロシマ、ナガサキは、原爆の威力についてであり、原爆の被害の人間的悲惨についてでは》ない（60 頁）。

この「威力」（脅威）というのは、核兵器としての原爆であり、いわば“最強”の兵器としての「威力」です。日本の原水爆禁止運動が分裂した理由の根底にこれがあります。米ソ対立を中心とする世界の「安全」保障体制をいかに構築するか、という全くの政治的な国家戦略に立脚しています。アメリカの核開発に対抗するソ連や中国の核実験をどのように評価するかという、今でいう「核抑止力」論の原型がここに 있습니다。

現在、核兵器保有国のすべての指導者と国民のすべてはかれらの記憶から広島を抹殺しがっているはずではないか。原水爆被災白書があきらかにしようとするおりに、広島は、核兵器の威力の証拠であるより、核兵器のもたらす人間の悲惨の極北の証拠である。それをひとまず忘れて、なんとかやってゆこう、というのが

世界一般の態度だ。東側でも、西側でも、指導者たちの言葉はこぞって、平和をまもるための威力としての核兵器保持である（108 頁、下線は宮崎）。

こうした経緯があるからこそ、後で触れるように、「悲惨」を阻止する「市民運動」が重要になってきます。そこで、重本[2023]の問題提起が活きてくるのです。

「戦争の主体・主役は国家ですが、平和の主体・主役は市民です。外交と安全保障は中央政府の専権事項などとは言わせません。それは市民の生死を決める市民の専権事項です」（15 頁）。戦争の、そして原爆の被害者の多くは罪なき一般市民です。日本は被爆国でありながら、その実相を隠蔽し、まるでなかったかのような態度をとり続けてきました。“市民”の「悲惨」を隠し、“国家”の「脅威」を延々と語り続けるのです。

＊「悲惨」の世界史的な背景について、藤原[2023]は「世界犠牲システム」という表現を使って、広島・長崎を含め、「世界資本主義の犠牲、科学技術発展の犠牲、戦争行為一般の犠牲、男性優位社会の犠牲など」（16 頁）に視点を広げて、その一つの例であるアメリカの「マンハッタン計画」を、豊崎博光『アトミック・エイジ』を援用して取り上げます。

「三つの原爆を製造した『マンハッタン計画』には 20 億ドルの費用と、科学者、技術者、兵士などのべ 54 万人が動員され、多くが被曝した。末端で働いていた学生のドロシィ・レガッタはこう証言したという。『1944 年、カリフォルニア大学バークリー分校の学生だったとき、大学にあるクロッカー放射線研究所で、実験に使ったガラス器具を洗うアルバイトをしました。時給は 50 セント。とくに汚れのひどい器具を粉々に砕いて、スチール製のドラム缶に詰める作業をすると 15 セント多くもらえました』。これはマンハッタン計画の一部であり、器具はプルトニウムに汚染されていることをレガッタは知らされていなかったという。彼女が結婚して最初に生まれた男の子は 4 歳のとき白血病で亡くなり、本人も甲状腺がんで手術をした」（38 頁）。

ここには原爆投下国と被爆国の区別はありません。藤原辰史さんのいう「世界犠牲システム」の一環であり、「悲惨」という点での同位性です。つまり、「犠牲」となり「悲惨」を味わう一般市民が、国際的な市民運動を展開しなければならない根拠がここにあります。

「脅威」をめぐる国家間の顛末は、この「世界犠牲システム」の「悲惨」を踏み台にし、隠蔽してこそ物語ることができるのです。

§

「悲惨」を生み出したのはもちろん原爆それ自体なのですが、それをさらに深刻にしたのは、当事者であるアメリカでした。『ヒロシマ・ノート』を離れて、現在東京都八王子市で核廃絶運動を行っている上田紘治さんの解説を見てみます。

広島・長崎に投下された原爆で、その年の暮れまでに亡くなった人々は 21 万人（± 1 万人）です。原爆投下直後の 9 月に広島・長崎を訪れた米軍高官トーマス・ファーレル准将は「死すべき人は死に、後は何も問題はない」と米国政府に報告しました。被爆者に全く援助の手を差し伸べることなくその後 12 年間も放置したことや、毎年 10 万人余の検査を続ける A B C C（現在の「放射線影響研究所」）は検査すれども治療はいつさいしなかったなど、様々な事実経過を見ると、原爆投下は限りなく「人体実験」そのものであったと考えています（上田[2021]15 頁）。

さらに、より深刻なものにしたのは、日本政府が被爆者を路傍の存在として扱い、人間らしく寄り添って治療と生活支援に取り組まなかったことです。大江さんは、原爆病院の重藤文夫博士にフォーカスをあてます。「重藤院長は、みずから被爆者でありながら、あの広島の人間の悲惨の瞬間以来、まさにゼロ地点から出発した医療と研究とを続けて《自転車で廃墟をかけまわって瓦の破片をあつめたりしながら！》、今日にいたっている現場の医師である」（大江[1965]98頁）。その重藤院長が、「絶望」的な状況の中で医療活動を行ってきたのですが、そういう状況にありながら、「屈服」することなく「根気よく」原爆医療をしなければならなかった背景について、大江さんは怒りを込めて述べています。

…広島における原爆医療の歴史は、体制のがわの権威によってみちびかれたところか、その逆に、つねに権威あるものに対する穏やかな抵抗をおこなう人びと、決して屈服しない根気よい人びとの力によって、まったくのゼロ地点からの発展をとげてきたのである。A B C Cとその背後の占領軍、あるいは日本の保守政府のことを考えあわせれば、原爆医療史は、むしろ反体制の志によってつらぬかれてきたといってもいい。そもそも原爆病院は政府がたてたものでもなければ、政府の援助で運営されているのでもない。それは広島日赤病院に配分された年賀葉書の利益分によって建設されたものである（98頁）。

広島赤十字病院の構内に原爆病院が開院したのは、原爆が投下されて「悲惨」な事態を迎えてから11年後の、1956（昭和31）年9月です。また、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）が施行されたのは、翌年の1957（昭和32）年4月になってからです。この10～11年の間、「体制のがわの権威」は沈黙し、これに対して「穏やかな抵抗をおこなう人びと」が原爆の科学研究を行うと同時に、被爆者の手当て、治療、物心両面の支援をおこなってきたわけです。ある意味、日本政府も「悲惨」だったのです。

§

ピカドン、あるいは「新型爆弾」としてしかわからなかった原爆の、“その後”の対応が困難を極めました。終わったのではなく、始まったのです。次は、日赤病院内科部長（当時）の朝川博士が語った言葉です。

どういふものか無傷でいる人が体がだるいといっていました。そのうちに鼻血が出たり血便が出たり、あちこちに皮下出血がでたりして死んでいったのですが、何で死ぬのか初めのうちはわからなかった。病気がはっきりしないときは、まず血液を検査してみるのが内科医の常識ですから、地下室に行って血液を検査する道具を探して来て、それで血球を見てびっくりしたんです。これでは死ぬはずだと思った。白血球が非常に少ない。これでは生きていられない（136頁）。

朝川博士が手探りで対処していたことがわかります。亡くなったひとにもまた、なぜ自分が死ななければならなかったのかも、知りえないままだったと思います。さぞかし無念だったでしょう。“無数”にあったこうした事例と経緯を、厳しく見つめてきた4人（重藤博士、金井中国新聞論説委員、『ひろしまの河』小西信子さん、市内の病院で事務員として働く被爆者村戸由子さん）のテレビ討論を、司会役を務めた大江さんが報告しています。長くなりますが、当時の様子を想像しながら“体験”したいと思うのです。大江さんは、この村戸由子さんを「屈服しない被爆者の一典型」と評価しています。

被爆したとき、村戸さんはほんの小さな子供だった。ケロイドが村戸さんの顔を変えた。そこで、成長した彼女の日々の希望は、過去の、傷ついていない自分の顔を見たいということであり、彼女自身の言葉を用いれば、《うしなわれた美》を回復したいということであった。健康のためというのではない、ただ、《うしなわれた美》をとりもどすための手術を彼女はいくたびかうけた。その結果彼女が理解したのは、《うしなわれた美》が、ついに回復されることはないということであった。それらの手術のあと彼女は、広島の家奥深くひそんで、じっと沈黙して暮らしている、ケロイドをもった数多くの娘たちのひとりとして生きるべく前途を考えるにいたった（171 頁）。

自分ひとりではない、「ケロイドをもった数多くの娘たち」とともに、「生きるべく前途を考えるにいたった」のはなぜなのか。国民多数の人びとの好奇な視線（偏見と差別という“社会的な悲慘”）を受けながら、病院の事務員として働くことができたのはなぜなのか。大江さんは、その理由を彼女の個人的な克己の努力だけでなく、原水爆禁止世界大会の集会という社会的で、国際的で、市民運動的な取り組みに接したことにあると纏めています。

そこで彼女は、《苦しんでいるのは自分だけではない》という基本的にして本質的な発見をした。被爆後の暗く長い沈黙の日々のあと、広島の人たちがはじめて声を発する機会をえた第一回原水爆禁止世界大会が被爆者たちにとってどのように画期的なものであったか、それを僕はたびたび耳にしてきた。それは被爆者に人間的な自己回復の契機をあたえ、同時に日本と世界の平和運動家たちの志にひとつの方向をあたえるものであった（172 頁）。

「絶望」から「希望」への「一筋の命脈」が、ここに示されています。「人間的な自己回復」という営みは、そう簡単ではないはずであって、苦しみ抜いての活路であったに違いありません。

§

「真に広島的な人々」（43 頁）、「広島のコラリスト」（90 頁）などと、感動をもってエモーショナルに評価する大江さんは、彼ら、彼女らの根底に人間的威厳を見出しています。

広島で生き続ける人びとが、あの人間の悲慘の極みについて沈黙し、それを忘れ去るかわりに、それについて語り、研究し、記録しようとしていること、これはじつに異常な努力による重い行為である。…中略…広島を忘れ、広島について沈黙する唯一の権利をもつ人たちが、逆にあえてそれを語ろうとし、研究しようとしているのである。…中略…それがどのようにひかえめな小さな声においてであれ、自分の過酷な体験を、みずからの内なる広島を語ったことのある、すべての被爆者たち。広島のそれらの人びとに、まぎれもない人間的な威厳がそなわっていることは、いま不思議でない。このようにしてのみ、威厳ある人びとはわれわれの世界にやってくるのだ（113 頁）。

沈黙する権利をもつ被爆者が、たとえ「小さな声」であっても、これを世界中に発信する、他者に対して「声をあげる」という行為は、まさしく「絶望」から「希望」への超越であり、自

己変革だと思います。自分が受けた「悲惨」を他の人たちに経験させたくない、つまり原爆は二度とご免だ、という普遍的真理です。核廃絶の願いは、被爆者による“現に在る他者”へのメッセージでもあります。

『ヒロシマ・ノート』から30年、1994年12月7日、ノーベル賞受賞記念講演で、大江さんは「大きい悲惨と苦しみのなかから再出発」した「日本人のモラル」へと語り継いでいます。

新生に向かう日本人をささえていたのは、民主主義と不戦の誓いであって、それが新しい日本人の根本のモラルでありました。しかもそのモラルを内包する個人と社会は、イノセントな、無傷のものではなく、アジアへの侵略者としての経験にしみをつけられていたのです。また広島、長崎の、人類がこうむった最初の核攻撃の死者たち、放射能障害を背負う生存者と二世たちが——それは日本人にとどまらず、朝鮮語を母国語とする多くの人びとをふくんでいます——、われわれのモラルを問いかけているのでもありました（大江[1995]9頁、下線は宮崎）。

ここには、あの「威厳ある人びと」のメッセージを、日本人が戦後いかに受け止めてきたかについての、苦渋に満ちた心情がうかがえます。被爆者を中核においた平和運動である原水爆禁止活動は、いまなお「日本人のモラル」を突き動かすまでには至っていないように思われるからです。とともに、大江さんが強く意識しているのは、「被爆者」が“被害者”であることは当然のこととしても、その“被害国”である日本が「加害者」であったという事実と重なっていることです。この点を不問に付した「原水爆禁止活動」であってよいのか、大江さんがいう「しみ」の問題が依然としてのしかかっています。

こう言うと差し障りがあるでしょうか。「加害」と「被害」は容易に反転します。日本も「加害」に身をおき、アメリカも「被害」の渦中にあった、と。

＊先の上田[2021]「まえがき」にこうあります。

…被爆者はそれまでの最も救援の手を差し伸べて欲しい時期に長期間放置され続けた結果、偏見と差別が広がりました。健康不安と精神的・経済的に困難な生活を余儀なくされたのですが、私たちが選んだ道は、「再び被爆者をつくるな」「核兵器のない平和な社会を」、このことを国内社会・国際社会に一貫して訴え続けることでした。

そして、原爆投下から72年経過した2017年7月7日、国連で「核兵器禁止条約」が122カ国の多数で採択されました。その批准国が50カ国以上になったため、今年の1月22日に国際条約として成立・発効しました。戦後75年間、国際政治を支配してきた「核抑止論」がついに否定されるという、人類史上でも画期的な局面に遭遇できたのです。いったい何人の被爆者がこのような局面を予測し想像できたでしょうか！（1頁）。

ここで国連の「無力」、日本政府の「逃亡」を嘆き怒る前に、まずは75年間に渡り、人びとによる「偏見と差別」に絶望することなく、粘り強く活動を進めてきた人たちの「威厳」にまず敬意を表したいと思います。「核兵器禁止条約」が成立したことが「人類史上でも画期的」であるというように、「真に広島的な人々」を勇気づけたことは大いに理解し賛同できるのではないかと、と思います。しかし、世界を挙げてこの条約の実現に取り組んできた市民活動は、依然として国家による「脅威」の競争を止め切らないでいます。

ふたたび、「脅威」と「悲慘」についてです。資本と結びついた国家の立場にたった核兵器保有国は、国連の安保常任理事国を占めており最悪です。日本はまた「核の傘」の下にあり、アメリカに依存した政策をとりつつ、核兵器禁止条約に署名も批准もしていません。事実上の「核保有国」であり「核抑止力」論の真っ只中にいます。日本政府は、「脅威」に誘導されており、みずから襟を正して核兵器廃絶の姿勢を示すことはありそうもありません。その意味で「絶望」的です。

しかし、他方では核兵器禁止条約の成立に貢献した「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」が2017年10月6日にノーベル平和賞を受賞したことは、上田さんが言うように「画期的」なことであり、核廃絶を目指した国際的な市民運動の成果です。その根底にあるのが「悲慘」であり、そこから「希望」を紡ぎだす人間的な「威厳」だと思うのです。

大江さんは「現在、核兵器保有国のすべての指導者と国民のすべてはかれらの記憶から広島を抹殺したがつている」（108頁）と述べていました。私が下線を引いた「指導者と国民のすべて」に注目したいのです。「脅威」に対応する国家は、資本と結びつくだけでなく「国民」を支持者として巻き込み正当化しています。いわゆる“国益”“国策”であり、ナショナリズムとなって支える働きをします。「国民」としてあり続けるかぎり、核兵器廃絶の展望は開けないと思います。

他方、「悲慘」と「絶望」を超越して平和を実現するためには、国境を越えた市民運動以外に展望をもつことはできません。大江さんがノーベル授賞式で行った講演では、「モラルを内包する個人と社会」（9頁）という表現を用いていました。私は、ここに市民運動のベースがあるように考えました。「広島のコラリスト」が当の被爆者「個人」であり重藤院長を筆頭に原爆症に取り組んだ「社会」があったように、ウクライナ戦争でロシアが核兵器を用いる「決断」が危惧されるなか、求められるは“世界のモラリスト”のアソシエーションではないかと思うのです。ここに未来の主体形成という「希望」があります。

§

最後に、付言です。

大江さんが井伏さんを高く評価する謂れは、有名な「ウナギ」の話のなかにあるかもしれません。8月15日、あの聞き取りにくかった「玉音放送」が流れるさなか、工場脇の用水溝を覗くと、そこには鰻の子が遡っているのが見えます。

「こんな綺麗な流れが、ここにあったのか」

僕は気がついた。その流れのなかを鰻の子が行列をつくって、いそいそと遡つてゐる。無数の小さな鰻の子の群れである。見てみて実にめざましい。メソツコといふ鰻の子よりまだ小さくて、僕の田舎でピリコまたはタタンバリといふ体長三寸か四寸ぐらゐの幼生である。

「やあ、のぼるのぼる。水の匂がするやうだ」

後から後から引きつづき、数限りなくのぼってゐた（井伏[1995]369頁）。

黒い雨が降るヒロシマの「悲慘」にあって、まるで地球外生命であるかのように、「鰻の子」が遡上しているのです。新しい生命の、「希望」の未来を象徴しています。大江さんは、その「希望」を「第一回原水爆禁止世界大会」に求めています。しかし、第九回大会を目の当たりにして、いわば「鰻の子」が“鰻の大人”にならなかったわけです。もしかしたら大江さんが反省する「エモーショナル」との指摘は、このあたりにもあるのでしょうか。

（みやざき あきら）

【参考文献】

- 井伏鱒二[1995]『黒い雨』新潮社
- 上田紘治[2021]『核兵器廃絶への思い—再び広島・長崎を繰り返すな—』天地人企画
- 大江健三郎[1965]『ヒロシマ・ノート』岩波新書
- 大江健三郎[1995a]「あいまいな日本の私」『あいまいな日本の私』岩波新書
- 大江健三郎[1995b]「井伏さんの祈りとリアリズム」『あいまいな日本の私』岩波新書
- 小沼 丹 [1973]「作家と作品 井伏鱒二」伊藤 整他編『日本文学全集 41 井伏鱒二』集英社
- 重本冬水[2023]「『補完』からオルターナティブへ—平和運動における『市民の外交』—」『市民科学通信』第 39（8 月）号
- 中村共一[2023]「希望なき時の希望——テリー・イーグルトン『希望とは何か オプティズム抜きで語る』を読む——」『市民科学通信』第 39（8 月）号
- 藤原辰史[2023]「世界犠牲システムの形成と肥大」『岩波講座 世界歴史 21 二つの大戦と帝国主義Ⅱ 20 世紀前半』岩波書店



自己本位と則天去私

竹内 真澄

夏目漱石（1867-1916）の最晩年の心境を物語るのは「則天去私」であると長らく言われ、いまなお言われている（松岡譲 1916、赤木行平 1917、小宮豊隆 1938、宮井一郎 1985、高橋英夫 1990、水川隆夫 2002）。この言葉は、全集索引で2度使われており、いずれも四文字の揮毫に関わる。幸い、死の直前に発刊された『大正六年 文章日記』1916に寄せた「文章座右銘」の説明において、漱石はその意味を語っている。

「天に則り私を去ると訓む。天は自然である。自然に従うて、私、即ち小主観小技巧を去れという意で、文章はあくまで自然なれ、天真流露なれ、といふ意である」。

漱石は、文章を書く時の彼なりの極意のようなものを「則天去私」とまとめたのである。ところがあまりにも巨大な漱石の死を前にして、また仄聞するところでは、死の間際に枕元にいた弟子の数人（松岡譲、森田草平、小宮豊隆）は、「則天去私」をやや大袈裟に受けとめすぎたきらいがあると思う。というのも、弟子たちは、芸術上の手法という限定を外して、それがあたかも漱石の最後の人生観の到達点であったかのようにこの言葉を持ち上げた。このために1950年代の漱石論は、一時期だけであるにせよ、「則天去私」を擁護する側と否定する側（江藤淳）に分かれてしまうという迷路に入ってしまった。

問題はどこにあるか。もし、「則天去私」を漱石の思想の歩みの中で位置づけるとすれば、1914年の講演「私の個人主義」の「自己本位」とどういう関係に立つのかを解明すべきである。けれどもこのことがほとんど行われていないのは驚くべきことである。1914年と1916年の間に、転換があったのか、なかったのか。私は、ないとみる。

1914年の漱石は「自己本位というその時得た私の考は依然つづいています。否年を経るに従って段々強くなります」「実をいうとその応用ははなはだ広いもので、単に学芸だけには止まらないのです」と述べた。

すなわち、「自己本位」とは持続性と超越性を内包する原理的なものなのである。私は、このような原理がわずか2年で消えることはありえないと直感する。同じ漱石が最晩年に「則天去私」を語ったとすれば、当然「則天去私」は「自己本位」のなかにあり、その延長上にあるべきものだ。では「自己本位」のなかの「則天去私」とは何か。

字面だけで見ると、両者は反対方向に向かっているように見えるかもしれない。転換をとねえる者らが前提するのは、「自己」および「自己本位」をエゴイズムと考え、それを完全に乗り越えたとき「則天去私」をなしとげたと見る凡庸な推理である。

こうした転換を肯定しようとすまいと、「自己」と「私」を同一視するのは、今もって漱石解釈の主流である。小宮豊隆、江藤淳、柄谷行人、水川隆夫まで、「自己」はエゴでありエゴイズムであり、つまりは「自己」が悪であるのと同様に「私」もまた悪なのだ。ところが、どう見ても、「自己本位」の「自己」が悪であるなどということを漱石は前提していない。

江藤淳は、実は漱石をまったく信じていないようで、「自己本位」は「滑稽を通りこしてむしろ悲愴の感が深い」（『夏目漱石』1955）なのだそうだ。ついでに言う江藤が流行らせた「我執」という言葉（ないし見方）は、三好行雄や柄谷行人、水川隆夫にも受け継がれており、

わかったようでわからない魔法の言葉になっている。そもそもエゴイズムはエゴイズムである。これを「我執」と言葉に置き換えると意味のズレが生じる。「我執」というのは仏教用語でアートマ・グラハという。すると、エゴイズムにたちまち東洋的バイアスがかかってしまう。それは、最初から我執は悟りによって取り除かれるべきものと前提してしまう。宮井一郎は「則天去私」は願いであって、漱石が「悟達」していたわけではないなどという。こういう解釈は、漱石自身が「悟達」を目標にして生きていたかのように考え過ぎている。およそ「悟り」ほどエンドレスなものはない。山に登ったと思ったら、その先の山が見えてくるだけである。

私は、10年前に、漱石が「自己 self」と「利己 ego」を区別したことを論証しておいた。すると、「自己本位」は「去私」と順接する。自己＝利己＝私を捨てて「則天」する必要は、最初からないのだ。こういうふうに課題を絞ると、誠実に「自己本位」と「則天去私」の関係を扱った研究は二つほどしかない。

一人は唐木順三(1904-1980)。唐木は、著書でほんのわずかに、「私の個人主義の現れが則天去私である」と述べている。つまり、連続したものであるという。私の個人主義のキーワードは「自己本位」だから、「自己本位」と「則天去私」はなんら矛盾しないという意味に読めるだろう。これはまことに正当である。ただ、惜しむらくは論理がない。矛盾したものではないということとなぜそこへ至るかということ是一段違った論理を必要とする。唐木にはその説明がないのである。

もう一人は水川隆夫。水川は、『漱石と仏教』2002で「則天去私への道」を独立項目としてとりあげ、詳細に漱石の仏教とのつきあいを跡づけ、浄土真宗の親鸞へ行き着く。そして、「『則天去私』という言葉は、最晩年の親鸞の言葉『自然法爾じねんほうに』を想起させる」(173頁)と書いている。漱石が親鸞を尊敬していたことはその通りである。だが、親鸞には「自己本位」という、漱石が西洋思想との否定的媒介によってえた境位がないから、漱石の「則天去私」が仏教と深いつながりがあるとしても、一つのモメントでしかない。

漱石の思想の核心は、西洋近代から抽出した「自己実現」の思想と東洋からもらい受けた「天(公)／私」の思想の、そのいずれにも単純に付き従わず、東西を超えた「自己を基礎とした標準」(『戦後文学の趨勢』1905)を求めたところにある。「模倣と独立」1913にも、「昔は支那の真似ばかりしておったものが、今は西洋の真似ばかりしているという有様である」、ゆえに「そう真似ばかりしておらないで、自分から本式のオリジナル、本式のインディペンデントになるべき時期はもう来ても宜しい」という。しかし、それからちょうど110年経って、どこまで私たちが世界的普遍まで到達したであろうか。

そもそも漱石の言う「東西を超えた自己」とは何か。これは従来の研究ではまだ十分検討されていない。それには理由がある、評論家も学者も、漱石が西洋と東洋を高い峰で展望した裾野を這いずり回ってるから、漱石の葛藤までいまなお届いていないのである。

漱石の「自己本位」は、西洋近代から引き出されていると同時に万人の「自己本位」につながっているために、西洋近代を否定する可能性を含んでいる。漱石が「第二フランス革命」と言ったのは、一つのユートピアかもしれないが、万人が「やりたいこと」と「やっていること」を合致させるべく自己を貫くことを指す。このとき万人は幸福である。いまは、人は生きていくためにこの合致を諦め、耐えている。合致のためには、目の前に現にある「金力権力本位の社会」を打倒し、「人の真似」を強制する根源を取り除かねばならない。では、誰が「間違った世の中」を壊すのか。

かつて私は、漱石の作品史を追いかけて、3つの論理系列があると指摘したことがある。第一は、利己と利己の闘争の論理系列。第二は、利己を超えた賢人が出て来て、利己を上から批判する論理系列。第三に、賢人を一切ださずに、登場人物をして自然に語らせ、そのなかか

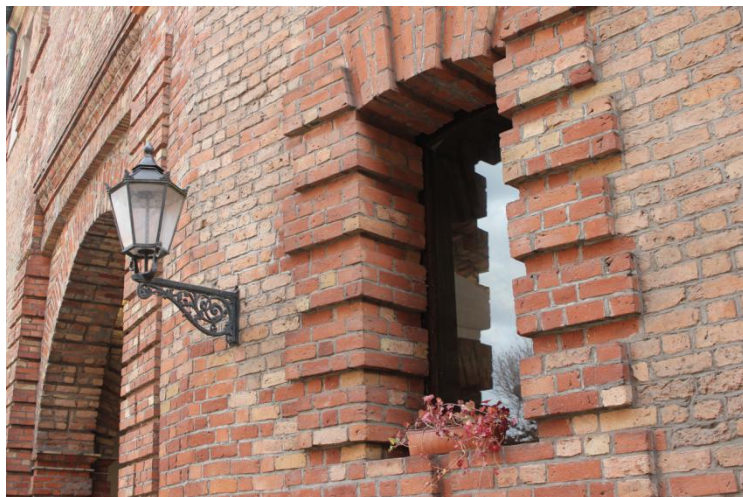
ら新旧の価値の相克を描く論理系列である。第三の論理系列は、表層の小市民や高等遊民のごとき知識人を主体化せず、土方人足を深層の主体として想定している（『諭吉の愉快と漱石の憂鬱』210頁）。利己の闘争は、もはや神や賢人によらず、広義の土方人足の知識人化に求められる。

『明暗』で漱石は「則天去私」を方法として使いながら、西洋／日本／アジア大陸という近代世界システムの内部に封じ込められた津田、お延といった小市民的中産階級と朝鮮へ都落ちした脱落者小林、およびかつての恋人清子の対抗を「ありのまま」描く。津田夫婦の中産階級的価値観を揺さぶるのは、小林の底辺階層の価値観と清子のおそらくは透徹した女性の自律を求める価値観である。

漱石の死によって中断された後の展開を大胆に予言すれば、津田は、小林から攻撃され、清子からは突き放され、改めてお延の求愛に応えようとするが、彼自身の社会的経済的地位を脅かすなんらかの大きな変動が起こり、けっきょくお延にも捨てられてしまう。このようにして、津田夫婦の依拠した価値観は崩壊する。そういうことではなかろうか。

漱石は「今度の『明暗』なんぞはさういふ態度（則天去私・・・竹内）で書いてい」と語ったそうだが、「自己本位」に立つということは、他人がどれほど愚劣であろうとも、他者をその他在において理解することから始めねばならない。決して自己の都合にあわせて他人を動かそうとしたり、命令したり、誘惑する必要はないのだ。しかし、だからと言って、いわゆる「自然主義」のように写実に徹して理想を失ってしまうわけではない。対象の「自然」に即しきるのである。そうすると、「去私」的な描写の中から、社会の存立構造に即した新旧価値観の相克が現れるはずだ。私の言う第三の論理系列ならこれが可能となる。これを対象側の論理とすれば観察者（作家）は sachlich であってよい。しかも、漱石の望む結末を物語に押しつける必要はなく、個々の人物の相互作用がおのずと絡み合っている帰結を招くのだから、それにたいして漱石は wertfrei であればよい。要するに、作品の登場人物はそれぞれの「私エゴ」をもとめて生きるし、生きざるをえないが、このつばぜり合いのなかから、なぜ、どのように、どこから本当の「自己本位」が生まれるか。漱石は、これを描く芸術上の手法を「則天去私」と呼んだまでのことである。別の言葉で言えば、作家とは社会が足元に落とす影を描く一つの表現機能である。people はその影を見ることをつうじて初めて社会本体をありありと認めるのだ。よって、もっともリアルな作品は最も虚心坦懐に書かれたものである。漱石は、思想の自然化をつうじて「自己を基礎とした標準」ができあがると考えたのである。

（たけうち　ますみ）



僕の思想史の方法

一構造・コンテキスト・テキスト一

竹内 真澄

これまで無手勝流でやってきた思想史の方法を振り返ってまとめてみたい。

(1) 構造。もっとも基底的な構造の次元で、モチ社会・ナマゴメ社会・オニギリ社会という類型を通史的に継起させてみる。モチ社会というのは個別者が存在せず、全体があるような社会である。次にモチとモチがぶつかって、粉々に割れてしまうと、ナマゴメを個別者とする、全体のないナマゴメ社会ができあがる。この社会はエゴと抜け駆けの社会である。これが私たちの生きる近代である。ご苦労さんである。最初にナマゴメ社会をつくったのは西欧近代である。私利を土台にして、公が総括する公私二元論という構造がここにある。ところが、公私二元論が地球に広がりつくすと、柄谷行人が言う戦争、環境破壊、経済格差が荒れ狂い、人類は生きていけなくなる。だから、いずれは個体と全体が調和するオニギリ社会へ移行するだろうと思う。

(2) コンテキスト。構造というものは、降り積もる雪のようにできあがるものであるが、後の時代になるにつれて徐々に自覚的に選ぶものになってゆく。人びとの営みが世代から世代へ継承されていくとき、僕らは人びとのやり口をいつも見ている。失敗や成功が繰り返され、そこから親の世代が気づかなかった新しい感覚が次の世代で生まれ、工夫と挑戦が繰り返されていく。ちょうどラグビーで言えば、ハイ・パントを蹴り上げて、陣営を前に進めておいて、スクラムを組んでまた前に押していくようなことを私たちはやっている。一人の人間は、降り積もる雪のひとつの切片のようなものだ。天から地に落ちて、溶けないうちに次の切片が自分の上に重なってゆくのを辛抱強く待つのである。自分より早く積もった下雪のうえに私が乗り続いて後に続くものを待つ。こういう前後関係や脈絡を私はコンテキストと呼ぶことにしよう。一般的に、構造よりもコンテキストの持続は短い。

あとから見るとわかることであるが、コンテキストは沈殿して恒常的な基層をつくれれば構造と化す。だが、新雪はまだふわふわしていて、灰色の空と一体である。いかなる新雪も下雪があってはじめて積もるように、いかなるコンテキストも構造のコンテキストである。

西欧思想史の例で言うと、ギリシアに端を発し、トマス・アクィナスまで続いた考え方はモチ社会に対応する。それはまず全体 (whole) を考えておいて、そのなかに部分 (part) を位置づけるという思考様式と不可分であった。ところが、T・ホブズはこれらの偉大な思想家たちに我慢がならず、「全体」に従属していた「部分」を「私 private」と定義しなおした。すると「私」は「公 (public)」を自分たちでつくれるようになった。ホブズのケースは彼の前後関係が、構造の切れ目でもあったという意味で、まったく驚嘆に値する思考革命を引き起こした。

(3) テキスト。テキストはふつう本をさすが、必ずしも本だけではない。行為、声、歌、踊

り、祈り、ファッションなんでもござれである。たとえば、校則で坊主頭を強制される学校に、たった一人で長髪のまま登校する子どもがいるならば、この子の髪の色、細い毛のやわらかさ、風にそよぐ毛髪が肌のうえをそよぐ様などは、衝撃的なテキストである。私たちは、人間の個性の中に、構造やコンテキストの影を見るが、同時にたった一人をたった一人で代表する、新しい構造やコンテキストが芽吹いていることを見ることもある。模倣でなく独立を生きる者こそは、ただ同族を代表するばかりではなく、おのれ一人を代表するのである。

構造はいわば普遍であり、コンテキストは特殊、テキストは個体をさす。こういう3つの層を組み合わせながら、人間の営みを描いていくことが、僕の思想史の方法である。

とても歩みののろいぼくは、去年西洋近代思想史をまとめて、モチ社会からナマゴメ社会を通してオニギリ社会へ向かう、いわば縦線の歴史を書いた。しかし、これでは物足りない。縦線で先頭に立った西洋近代は、空間的に横へ横へ侵入し、多くのモチ社会を壊したり、変形させたりした。これからはいわばヨコ線の歴史を考えていきたい。ヨコ線というのは、「発展する側」と「発展させられる側」が空間的に併存して抗争する歴史である。すると、日本の近代天皇制的資本主義をつくった福沢諭吉、朝鮮の開国近代化から安重根がでてくる理由、中国で魯迅が生まれる理由、そして最後にインドで対英対日反帝闘争がガンジーのもとに闘われたことを、全体として西洋文明への追従から抵抗への歴史として再構成できはしないかと思う。西洋文明が自然と人間を暴力原理で支配したとしたら、本当の文明は非暴力原理で、つまりJ・ガルトゥングの言う構造的、直接的・文化的暴力を打倒する方向へ向かうと言ってよいかもしれない。そういう意味で、アジアの非暴力原理が西洋近代を打倒する思想史が書かれてよいだろう。

(たけうち ますみ)



連帯責任

塩小路橋宅三

日本大学アメリカンフットボール部の危険プレーが問題になり、そこから理事長の学校私物化問題にまでに発展した。改革を目指した体制のために作家で卒業生でもある林真理子が理事長に就任したが、またまたアメリカンフットボール部員一人の大麻所持事件が発覚し、その対応において改革が進んでいないことが露呈した。そこで問題化したのが連帯責任である。帝国海軍での戦争経験者から聞いた話であるが、食事のワカメが切れていなかったとして、その班全員は棒で尻を叩かれ食事抜きになったという話である。その時、上官は艦隊勤務では敵に殺されるまで持ち場を離れることは許されない。誰かが持ち場を離れると全滅に通じると言ったそうで、究極の連帯責任のような話である。現代でも家の賃貸契約や病院入院時の書類に連帯保証人の用語が見受けられるが、受け入れる側には重要なことかもしれないが、当事者にとっては意味をなさない行為である。

芸術家やスポーツ選手は気分が高揚しているときにこそ良い仕事ができると言われている。ハードな仕事と言われている芸能人などの覚せい剤使用には枚挙にいとまはない。帝国陸海軍は覚せい剤の力を借りて神風特攻隊の敵艦への命中率を上げたとの話もある。ただし、組織として連帯責任が強要されるような状況であるならば、組織は事実を隠ぺいする方向に動くことも考えられる。取り締まる側の警察の不祥事事件などはその典型である。大津市のダルクを訪問した時に、覚せい剤経験者がハイになる感じは飲酒なんかと比べようもないと言われたことが印象的であった。一度その感じを経験したならばやめられないような気分になるそうであるが、確実に精神や身体は壊れていくとのことである。大学教員をしていた時に学生からタバコは健康を害すると言いつつも売られており、大麻は認めている国もあるのに所持しているだけで犯罪となるのが不可解であるとの意見を主張する者がいた。日本は法治国家であるため脱法行為は犯罪になると答えたことを覚えている。

さて、本題の連帯責任であるが、まったくおかしいことと考えている。腐った果樹か、腐った果樹園かの問題である。後者であるならば果樹全体の責任が問われてもよいが、前者ならば単独の果樹の問題である。腐った果樹が果樹全体にまん延しないように連帯責任が問われることはわからないでもないが、腐ってない果樹まで廃棄処分にするような考えはおかしいと思うのである。このような連帯責任の強制が現代企業による雇用社会にも波及している。しかしながら、日本企業にとっての日本的経営の理念である集団主義は日本の強みでもあった。されど、集団間の競争のほうが個人同士の争いよりはましと考えている。個人主義を鼓舞して個人間の競争社会になることは賛成できない。現代人は多元的に何らかの組織に所属しているが、従属しているのではないとの認識が重要である。

子どもが犯罪を起こせば、いわゆる世間では「親の顔を見たい」などと言って罵倒す

る。その子どもの親が「世間を騒がしまして申し訳ありません」と謝りのコメントを目にすることがある。その子どもとは成人であるならば、親の子どもと言えども人格を持った個体であるからおかしいと思う。同居の家族が犯罪者となれば世間に対して肩身の狭い思いをするのもおかしいことである。ここで世間と言って社会と表現しないことも個人概念の欠如からきていると考える。そもそも連帯責任とは社会に対する個人概念が確立していないから生じるのであると考える。この日本大学の今回の事件も伏線はあるものの、果樹園にて一つの腐った果樹が存在したのは果樹園の管理責任だろうかと考えざるを得ない。うがった見方をすれば、教育が商品化されたためにその商品の欠陥に対しての責任を問うたものかもしれない。これも基本的におかしい。学生は大学が生産する商品ではないからである。

現代社会では同居の家族が社会を構成する最小の単位組織である。この最小単位の組織でもいろいろな問題が生じて、虐待やネグレクト、さらに共依存などがクローズアップされている。本来、組織に従属している個人は自由に本当の合理的選択のできる個人ではない。つまり、おかしいことをおかしいと言えないおかしい支配と従属の組織が存在しているのである。タテ社会の階層社会では企業ほどではないが、大学も管理強化された組織となっていて教員も学生も管理される対象である。今回の事件によって日本大学がその管理を徹底する方向に向かわないとは限らない。教員や学生を安易に管理しようとするならば、所属する学部や研究会、クラブや同好会への連帯責任である。このように管理強化のために連帯責任が駆使されることだけはやめさせなくてはならない。

仮に学生を商品生産と考える現在の大学ならば、その学生の使用価値を考えてみてもよい。企業にとっての労働力の使用価値である社会人基礎力をつけて競争させる商品であってもよいのだろうか。このようなことは大学にとっては単に交換価値を生成したに過ぎない。職業を限定にして就職につなげる専門学校ならば許されることかもしれないが、決して大学教育の終着点は就職だと思えない。今回の日本大学の事件に関しても、学生も大学側も入学時の偏差値や卒業時の就職率などで大学自体の評価が下がることを気にしている。個人が何らかの名誉になる業績を残すならば、それに対して大学がどのような対応をしてきたかが評価の対象である。その逆に不名誉なことが生じたならば、同様にどのように予防策をとってきたかが重要なのである。これも広い意味での連帯責任ではないかと思う。逆説的に述べることを許されるならば、大学は前者に対しても後者に対しても不十分である現状がある。その中で個人の不名誉を大学の不名誉につなげる正当性があるかである。

連帯責任の最後に残ることは責任とは何かである。説明する責任よりも反応する責任である。大学や病院は経済に反応する責任よりも社会的責任が大きいと考えられる。営利企業が市民企業として社会的責任を社是としたりしているが、社員に生活できる労働に見合う報酬と、収入を誤魔化さずに納税をする責任で十分と思える。いわば経済的責任である。それに対して日本大学のような教育研究機関は社会的責任を問われることは間違いのないことである。しかしながら、その責任が連帯責任となって組織的に強制されることとは相違している。腐った果樹園ならば話は別だけれども。

(しおこうじばし たくぞう)

近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「あー、熱中症！」の巻—⑩

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは“ようやく”75歳になったキャリア6年目の老人です。

タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ100キロ近くある三輪自転車です。人とモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが重くなります。「開業」して10年ほどになりました。

「熱中症」の“熱中”ですが、これは好ましい部類に入る言葉でしたよね。そうそう「熱中時代」といえば北野広大、そして北海道出身だけど北海道弁らしくない水谷豊、1978年からですから、もう45年前の人気ドラマでした。その記憶が薄れかけた今になって、今度は「熱中症」となって登場し世界中を揺るがしました。

そんな中「熱中症警戒アラート」が発令されましたが、その効果はあったのでしょうか。「外出は避けよ！」というわけですが、そうすると「団地タクシー」は開店休業になります。何とも悩ましいのは、外出を避け部屋に閉じこもっていても、重篤な熱中症に侵され「死に至る」場合があるということです。「エアコンをこまめに…」室温管理といいますが、“高齢者は鈍感”だからとか、“電気代が跳ね上がった”のでとか、この団地内はまるで“ハザード”状態です。

§

ところが、この7～9月の利用者は、昨年比で20%ほど増えているのです。猛暑日が最多になった今年、乗客数も最多になりました。「熱中症警戒アラート」は高齢者から無視されたようです。なぜでしょうか？

科学的な分析は勘弁してもらおうとして、私の印象による推測に依れば、家にじっとしていても話し相手がおらず面白くない、往きは下り坂だから歩いて帰りの上り坂は団地タクシーを利用する、「団地の縁側」（エアコンが効いているコミュニティ・スペース）や「スーパー・GIG-A」で涼しく時間がつぶす、歩くことが健康の秘訣であると信じて疑わない……こうした高齢者はみなさん元気です。そうでない方が、残念ながら圧倒的多数なのです。

今年の7月からは、とんでもない猛暑、酷暑の連続でした。我が八王子では39度を上回る記録を残しています。8月になれば収まるかと思いきや、なんと「熱気」が居座り9月になっても、席を空けてくれません。フランスやイタリアでは、40度超えも珍しくないのですから、何とも悩ましい毎日です。そんな中、団地タクシーを運行しているのです。漕いでいて地面から熱波が照り返してきます。私たち「命がけ」なんです。

§

あろうことか、ついに、運転手のひとりが「熱中症」でダウンしました。持病もあったので、しばらくお休みしてもらうことになったのですが、もうひとり、女性の運転手は家庭の事情で週一の運転を辞めることに、地獄に「仏」はやって来ず、手伝ってくれた学生たちも夏休みで郷里へ。これには困りました。早や、この団地タクシーに「2024 年問題」がやってきたのです。いえ冗談です、運行（運転）時間は午前 11 時から午後 3 時までなので、トラック・ドライバーのような「時間外労働」という事態はありません。

もちろん、私たちはボランティアですから“労働”という観念はありません。

「ありません」と言いましたが、猛暑の中、乗車する人たちが増え、休憩時間を取ることでさえできなくなると、顔から笑顔が消えて厳しい表情になります。自由意志で漕ぎ手になっているのですが、いつしか“義務感”に支配されるようになります。終了時間の午後 3 時を待ち遠しく感じる自分がいるのです。

今村仁司さんは『交易する人間』のなかで、社会とは何か、社会の絆とはいかなる内容なのかを問うて、それは「相互扶助につきる」と断定していました。全く異存ないのですが、“現場”はそれほどスマートではありません。凸凹があります。「相互扶助」が義務となってしまうのは、空気ががさつきます。

§

9 月も下旬になり、「熱中症」も下火になりつつあります。と同時に、タクシー利用者も減ってきました。不思議ですよ。

そんなこんなで、5 年以上日曜運行を続けてきたのですが、しばらくの間、運休することになりました。残りの月曜から土曜までの 5 日間を 3 人で、休みが多い人を除くと 2 名で分担することになったのです。この二人、私を含めて共に 75 歳の高齢者ですから、体力温存が「持続可能性」にとって肝になります。もちろん運転手募集を団地外の住民にも呼び掛けています。

この事態を、私は「高次元の熱中時代」と呼ぶことにしています。もうひとりの 75 歳は、以前“スーパー老人”として紹介した人です。体力があってスマートで、微笑みが素敵なので女性の乗客の人気を独り占めしています。文字通りの「高次元の熱中時代」を送っています。一方の私はといえば、高齢者であることはともかく、高血圧で高血糖の“高次元の熱中時代”を余儀なくされています。「家でじっとしていて！」という言葉を飲み込んで、「今日も暑いね、元気で行ってらっしゃい！」と呼びかけます。

「こんなに暑いのにご苦労様。とても助かります、ありがとう」という声をいただいて、私の萎みかけた“熱中時代”は、ふたたび再起動するのです。

*「団地タクシー」は、八王子市内の UR 大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)

公私二元論と労資二元論

竹内 真澄

はじめに

この稿は、ある雑誌に投稿した「個体的所有 その後」（おそらく 10 月に刊行予定）の後日談である。それは、エンゲルスのマルクスに対する誤解の歴史がその後どういう波紋を作ったかについての考察である。世の中には〇〇主義とか△△学派などがある。創始者がいて、それに賛同する者が同伴することによって、知的、社会的運動を起こす。マルクス主義が成立するためにはマルクス以外の使徒が必要であった。エンゲルスこそ最初のマルクス主義者である。ところが、従来過度に一心同体とみなされ、畏友と認め合ったマルクスとエンゲルスの間に、社会主義をめぐるかなり根本的な相違がある。だとするならば、マルクス主義はまさに成立したその瞬間に解体していたと言って過言ではない。マルクスはエンゲルスの人格を尊重して、エンゲルスを独自の理論家と認めていた。だから、両者の個性によって思想上の違いがあったとしても、それはむしろ当たり前である。そういう訳で、過度の一体感を前提にした誤解の上に成り立つ世界中の「マルクス主義」もまた、砂上の楼閣であったことになる。

1. エンゲルスの『資本論』書評

1867 年に『資本論』ドイツ語版第 1 版が刊行された年と翌年にエンゲルスは合わせて 7 種類の書評を書いている（MEW、Bd, 16）。当面の問題視角から見て、これらに共通するのは、いずれにおいてもエンゲルスはあの問題的なカテゴリー「個体的所有の再建」に一度もふれなかったということである。『資本論』第 1 巻第 7 篇の最後を飾る本源的蓄積論の末尾に埋もれていた数ページは、第 2 版 1872 から第 7 節「資本主義的蓄積の歴史的傾向」という小見出しをつけて再編されるのだが、それがどういう扱いであろうと、第 1 巻の叙述の白眉をなすものであることは疑えない。だが、社会主義とは何であるかということを最高の理論的分析を踏まえて書いた箇所は、長い間理解されてこなかった。

E・デューリングは、エンゲルスの書評を除けば最も早い時期（1867）に、『資本論』書評を出したもののだが、全体的に穏当で、個体的所有の再建論もとりあげなかった。この意味でまずは凡庸な、毒にも薬にもならぬ書評であった。結果的に、マルクスの「個体的所有の再建」論は、「マルクス主義」内部でも、外部でも、出版後 10 年間は話題にすら上らなかったのである。

2. 『反デューリング論』1878 による社会主義の普及

ところが、1875 年にデューリングが自著『国民経済学社会主義の批判的歴史』を出版したことが契機となって、この概念は脚光をあびた。デューリングは、初めて「個体的所有の再建」概念に注目し、「個体的にして同時に社会的である所有」などというものは「もうろう世界」のものだと『資本論』を真正面から攻撃した。エンゲルスはこの攻撃にたいして、初めて向き合わねばならなくなった。

『資本論』各版における「個体的所有」の再建をめぐる記述がいかなるものであったか、確認しておこう。さしあたり 1867 年ドイツ語版初版（第 2 版 72 年版も同一）を示し、1883 年版で下線部がどう変更、加筆されたかを括弧づけで示す。

資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義的私的所有も、自己の労働にもとづく個体的私的所有 *individuelle, auf eigne Arbeit gegründeten Privateigentum* の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自然史的過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。これは、個体的所有 *das individuelle Eigentum* を再建する、だがしかし、資本主義時代の獲得物、自由な労働者の協業ならびに土地と労働そのものによって生産された生産諸手段とに対する彼らの共同所有 *Gemeineigentum*、の基礎のうえにである。（これは私的所有ではなくて、資本主義時代の獲得物、すなわち、協業、ならびに、土地と労働そのものによって生産された生産手段との共同占有 *Gemeinbesitz* の基礎のうえに、個体的所有を再建するのである）。

あらためてこの箇所を読んだデューリングは、「個体的」ということは「私的」ということと同義だと考えた。個体的＝私的＝排他的となる。社会的所有とは、みんなで共有するということであるから、非排他的である。ゆえに、「排他的にして同時に非排他的な所有」が同一の対象について同時に成り立つということはないとデューリングは読んだのである。ところが、『資本論』を読んだ方にはわかるだろうが、「個体的にして同時に社会的な所有」は存在するとマルクスは書いているのだ。しかも、これがマルクスの厳密な意味での社会主義の唯一の定義なのである。むろん、これは極度に圧縮された『資本論』の要約であり、およそマルクス自身の主観的期待が介在するようなものではなく、あるべくしてあるもの、なるべくしてなるものと書かれている。

エンゲルスの反論はある意味で明快であった。エンゲルスは、デューリングの攻撃は所有対象を区別しないために起こる単純な誤読であると考えて、個体的＝私的所有は生活手段に関わり、社会的所有は生産手段に関わるとして、攻撃を退けた。この部分を含めて『反デューリング論』は、マルクス主義の知的最高峰を記述した百科全書との評価を確立した。後に大きな影響力をもつ『空想から科学へ』1880が、『反デューリング論』のダイジェスト版となり、社会主義の最も人気のある入門書になっていることは周知のとおりである。

ただ、本稿の問題視角からすれば、『空想から科学へ』には、『反デューリング論』の個体的所有論の痕跡が残っている。すこし長いが引用する。

「このように今日の生産力をついに認識されたその本性にしたがって取り扱うようになれば、社会的生産の無政府性にかわって、社会全体と各個別者 *jede einzelne* との欲望に依じての社会的・計画的な生産規制が現れてくる。それとともに、資本主義的取得様式、すなわち、生産物がまず生産者を奴隷化し次にはまた取得者をも奴隷化する取得様式は、現代の生産手段そのものの本性に基礎をおく生産物取得様式にとってかわられる。すなわち、一方では生産物を維持し拡大するための手段としての直接に社会的な取得にとってかわられ、他方では生活手段および享受手段としての直接に個人的な取得 *direkt individuelle Eneignung* にとってかわられる」（*MEW*. Bd, 19, S. 223、国民文庫版、107 頁）

おわかりだろうが、エンゲルスがデューリングをやり込めたときに使った、生活手段の個体的所有論は、ここで生活手段の個人的取得論になっている。所有論が取得論に変わる理由は、エンゲルスの矛盾の定式が「生産の社会化と取得の資本主義的性格の矛盾」となっていることに対応するものであろう。所有論と取得論の何が違うかは、とても専門的な事柄に属するのでここでは十分には扱えないが、所有論は生産過程を対象にした第1巻の論理水準に対応しており、誰が生産過程をコントロールするかを論ずるためのツールであるのに対して、取得論は生産過程の結果生まれる労働生産物（とくに生活手段）を誰がコントロールするかに関わるものだ。所有論と取得論は当然相補的である。この限りで、マルクスとエンゲルスの間になんの亀

裂もないと言ってよいが、生産手段のコントロール（所有論）と生産物のコントロール（取得論）では、やはりフォーカスの場所が異なる。所有論では生産過程の制御を考えているのに対して、取得論では生産結果の制御が問題になる。それだから、その分だけ取得論は、所有論に比べて、生産手段よりも生活手段のコントロールにより一層多くの関心をもつことになる。逆に言えば、労働者が生産過程にどう関与するかについて相対的に触れることが少ないという傾向がここからでてきうるのである。

3. マルクス主義は存在しない

1878年に『反デューリング論』が出て、マルクス主義の科学性と万能性が、少なくとも当時の学知水準を結集して仕上げられたまさにそのとき、マルクスの社会主義とエンゲルスのそれは「個体的所有の再建」をめぐる小さいひび割れをおこしていた。それはほとんど目立たないものであった。だが、この小さいひび割れは、徐々に大きな誤解のもとになっていく。マルクスは、民衆の生産自治を所有論的に展望し、エンゲルスは民衆の生産物取得を展望した。マルクスは、専制を自治に置き換えるが、エンゲルスはある種の専制が権威をもって民衆のための取得を保障することを許容した（エンゲルスの「権威について」1872を参照）。

エンゲルスの社会主義論は、生活手段の個人的所有＝取得論となり、もっと言えば、生産手段の個体的所有を社会主義から排除するものだった。そうでなければデューリングを論破できないはずだからである。こうなってしまうのは、「私的 privat」と「個体的 individuell」を混同したからであって、両者を鋭く対抗させるマスキスの用語の無理解があったからにすぎないが、これについては冒頭の拙稿にゆずる。『空想から科学へ』では、生産の社会化が進行すると、「観念的な総資本家」である近代国家がますます「現実の総資本家」になるという傾向が現れるとする。ここにエンゲルスは「生産諸力の国家的所有 Das Staatseigentum an den Produktivkräften」という過渡期が登場するとした。国家が現実の総資本家となって賃労働者を雇う制度である。普通に「生産手段の社会化」とされるものは、この後に続くものであろう。資本家が支配者である「生産諸力の国家的所有」を「生産手段の国有化」をつうじて、労働者が支配するプロレタリア国家に置き換えることがこれをレーニンの戦略となった。それは、国家と党が生産物の取得を民衆の名において代行する体制である。この方式がコミンテルンによって全世界化したのである。

エンゲルスとレーニンの議論の難点は、生産手段の「個体的所有の再建」が抜けたために、自主管理的社会主義像が薄れ、個別者を組織化したにすぎない「労働の社会化コンビネーション」をそのまま受け継いでも「取得」を保障すればやっていけるかのような幻想をもたらしたことにある。これでは、党と国家がつくった計画に労働者が従属する体制が社会主義になってしまう。いかにして個性が自己目的になるような、人間の個性の実現を認めるアソシエーション社会への移行が可能になるか、その主体変革が正面からの主題になってこない。変革主体の主体変革が伴わねば、社会主義は持ちこたえられまい。軍隊式の党組織をどれだけ「鉄の規律」で統制しても、主体の変革はできないのである。それどころか、党と国家が主体の変革を抑圧することすらありうるし、現にあったのだ。

これにたいして、生産手段の「個体的所有の再建」というテーゼを理論的な尺度にすると、20世紀社会主義に対する評価は変わってくる。民間資本であろうと国家資本であろうと、それらの資本が労働者を制御するのではなくて、労働者がどこまで資本を制御するか、ということが社会主義のメルクマールになる。ここから見れば、国家的所有のもとで国民が賃労働者であったソ連は社会主義ではないし、国家的所有を民営化にゆだねる中国はさらに社会主義ではない。もし国家資本であろうと民間資本であろうと、その資本（生産手段）を労働者が制御していないのであれば、社会主義とは言えない。

従来の社会主義経済論では、民間資本よりも国家資本が上回ったら社会主義的であり、下回

ったら資本主義的であるかのように考えてきた。『論語』読みの論語知らずと言わざるをえない。

4. 公私二元論と労資二元論

マルクスは、初期に公私二元論を主題化し、「ヘーゲル法哲学批判序説」1844 から労資二元論へ主題を移す。その理由は、前者の問題を解決する秘密が後者にあるからである。これにともなって考察対象が国家から経済へ移るが、問題関心は持続している。私は長らく「ヘーゲル法哲学批判序説」1844 の表題に違和感をもっていた。「ラディカルであるということは、ものごとをその根本において捉えるということである」などという名調子をありがたく消費しただけだった。だが、それは違う。1844 年は理論史的に重大な意味を持つ。人はここで初めてマルクスが「ドイツの解放に向けてのポジティブな可能性はどこにあるのか」と問うて、「プロレタリアート」であると論じたことを思い出さねばならない。この論文は、西洋哲学の総決算としてのヘーゲル法哲学は、けっきょくのところ、公私二元論に執着し、それを解決できなかったが、いまや「工業化」によってラディカルな鎖につながれた階級が人為的に生み出され、哲学を止揚する運命にあるということを論じた。つまり、公私二元論を労資二元論で克服するという理論的な転換を初めてなしとげたのがこの短い論文であった。したがって、この論文は「西洋哲学全体に対する批判序説」と呼び変えてもよい。

ひとたび公私二元論を労資二元論で乗り越えるということを押さえるならば、労資二元論の理論水準の結語に「個体的所有の再建」が位置していることを認めないわけにはいかない。一切の生産手段を個体が、つまり社会化された自由人が制御すること。このことなしには公私二元論はずっと残存するしかない。ホッブズ、ロック、スミスの公私二元論だろうと、福沢諭吉の官民協調論だろうと、旧ソ連の国有化論、中国の 1978 年以降の民営化論であろうと、すべてマルクスが 1844 年にとどめを刺したもののばかりであり、語るに落ちるというべきものだ。そして、このような疑似ソシアリズムを明快な基準から測定する概念が「個体的所有の再建」なのである。

おわりに

本稿では、19 世紀後半、『資本論』第 1 巻が公刊された直後から、厳密な意味でのマルクス主義は解体していたことを明らかにした。エンゲルスは、1890 年 8 月 5 日付けコンラート・シュミット宛の手紙のなかで、1870 年代末にマルクスが「私が知っているのは、ただ私は決してマルクス主義者ではないということだけだ Tout ce que je sais, c'est que je ne suis pas Marxiste.」（MEW. Bd. 37, S. 436）と語ったと伝えている。だが、そういう失笑を誘ったエンゲルス自身がこのときすでに厳密な意味でのマルクス主義者ではなかった。実は私はエンゲルスという人が、たとえマルクスと違ったことを言ったとしても、いろいろな意味で大好きである。エンゲルスの個性を尊重する見地から言えば、それは独自のエンゲルス主義だった。ソ連崩壊が明らかにしたのは、マルクス主義の失効ではない。最初からマルクス主義など存在しなかった。課題は、むしろ、マルクス主義をエンゲルス主義と同義とみなした 19 世紀末以降、20 世紀を通過して、マルクス主義がエンゲルス主義に変質していたことを学術的に認め、現代の新自由主義の状況をふまえてがんらいのアソシエーション社会を構想していくことである。

エンゲルスほどの大人物がマルクス主義者でなく、エンゲルス主義者であったならば、後代のどのような人物もマルクス主義者を名乗ることはできないだろう。したがって、課題は決して真のマルクス主義の復権などではない。ただ各々が各自の固有名に恥じない学問的挑戦を続けていくことに尽きる。誰かのつくってくれた道を歩くことほど甘ったれたことはない。魯迅が言ったとおり、最初から道があるのではなく、人が歩けば、そこが道になるのだ。

（たけうち ますみ）

レア・
デザンドレ & トーマス・
ダンフォード
デュオ・リサイタル
《夜が続くにまかせ》
——17世紀フランスの歌曲集——

照井 日出喜



レア・デザンドレ [Mezzo Soprano | Lea Desandre](#)

バロック芸術は、オランダのような例外も、もちろん、存在するが、基本的には絶対王政の統治形態に重なるものと見なされ、さまざまな異質な逸脱を伴いながらも、17世紀初頭から18世紀半ばまでのほぼ150年に渡って展開される創造活動ととらえられるのが一般的である。1520年のラファエロの死が、美術史における盛期ルネッサンスの終焉と目されるのに似て、1750年のJ.S.バッハの死は、バロック音楽が彼岸の彼方へと消え去る象徴とされているのであるが、17世紀初頭のイタリアのモンテヴェルディのオペラと教会音楽、フランスのヴェルサイユ宮殿の宮廷劇場を主な舞台とするリュリ、ラモー、シャルパンティエのバロック・オペラ、そして、18世紀前半のドイツにおけるJ.S.バッハによる、ケーテンの宮廷楽長時代の多数の器楽作品と、それに続くライプツィヒの聖トーマス教会の楽長の時期の膨大な声楽曲とオルガン曲による教会音楽とは、バロック音楽の中心に聳える大伽藍であるとともに、そこには、150年に及ぶ時代のきわめて大きな

流れとして、対抗宗教改革のイタリアから同じくカトリックのフランスを経て、プロテスタンティズムのドイツへといたる、バロック芸術そのものの中心の変遷が見て取れないこともない（J.S.バッハと同年の1685年にドイツに生まれたヘンデルは、イギリスで多くのオペラを書き、同じく1685年に生まれたイタリアのD.スカルラッティは、楽想が無限に湧き出るがごとき膨大

なチェンバロ・ソナタを書いて、それぞれにこの時代のイギリスとイタリアの音楽世界を豊饒なものとしているが）。

たとえばルーベンスによって描かれた、ヨーロッパ各地の宮殿を飾る壮大もしくは巨大にして劇的な絵画の数々は、明らかに照応する社会的諸条件のもとに生み出されたことを示しつつ、宮廷音楽の精華としてのバロック・オペラと同様に、イメージとしてのバロック芸術そのものを体現していると言っている。バロック・オペラということでは、近年、モンテヴェルディ、ヴィヴァルディ、リュリ、ラモー、シャルパンティエ、ヘンデルのみならず、同時期のさまざまな作曲家たちによるオペラが、ヨーロッパではかなり頻繁に舞台に掛けられるようになっており、加えて、DVDやCDといった媒体に封じ込められて、オペラハウスとは無縁のわたしたちのもとにも、その仮の姿を現わすことができるようになってきている。そうした盛況を可能としているのは、以前とは比較にならぬほど多くの、主としてピリオド楽器を用いる大小さまざまな演奏団体が各地に散在し、バロック期のオペラのみならず、受難曲やカンタータといった教会音楽、さらには器楽曲や世俗的な歌曲を主たる領域として演奏を展開していることであり、そしてまた当然のことながら、彼らと創造活動を共にする若い歌手たちの著しい台頭である。

そうした歌手たちの一群に属するのは、フランスのメゾ・ソプラノ、レア・デザンドレ（1993年生）である。バロック時代のオペラや宗教曲がレパートリーの一角を占めるフランスのメゾ・ソプラノでは、エヴァ・ザイシク（1987年生——この歌手については、「ヘレヴェッヘのモーツアルト」の稿でも言及の予定）、アデル・シャルヴェ（1993年生）といったアーティストも活躍しているが、デザンドレもまた、すでに多彩な録音の数々を発表している。わたし自身は残念ながら未聴であるが、ラファエル・ピション指揮ピグマリオンとの、モンテヴェルディの長大な《聖母マリアの夕べの祈り》（DVD、2019年1月のライブ、共演の歌手にはエヴァ・ザイシクも含まれる）、おそらくは現代フランスの最高のソプラノ歌手であるサビーヌ・ドゥヴィエル（1985年生）とのヘンデルの《イタリアン・カンタータ集》（2018年4月、録音）、ジャン・ロンドーのチェンバロ、トーマス・ダンフォードのリュートによる《バリケード〜ルイ14&15世時代のヴェルサイユの音楽》に加わった2019年9月の録音、トーマス・ダンフォード&ジュピテールとの《ヴィヴァルディ：メゾ・ソプラノのためのアリアと様々な協奏曲》（2018年11月、録音）、同じアンサンブルとの『アマゾヌ〜バロック・オペラ・アリア集』（2020/2021年、録音）、同じくジュピテールとイエスティン・デイヴィスのカウンターテナーとの、ヘンデルの《エターナル・ヘヴン〜オラトリオからのアリア集（2021年10月、録音）》等があり、2023年10月には、トーマス・ダンフォードとの、この日の神戸女学院小ホールでのプログラムおよびアンコールとほぼ同一の《イディール》（2023年5月、録音）が発売される予定である。オペラの舞台での彼女は、《フィガロ》のケルビーノがいわば当たり役とのことで、おそらくはヨーロッパ中のオペラハウスを渡り歩いて、この一途で恋多き「ズボン役」で観客を魅了もしくは誘惑していることであろう。いささか不思議なのは、2020年8月のザルツブルク音楽祭におけるモーツアルトの《コジ・ファン・トゥッテ（女はみんなこうしたもの）》（ヨアナ・マルヴィッツ/ウィーン・フィル）で、彼女がドラベッラではなくデスピーナに抜擢されていることで、元来、この役は、《フィガロ》のスザンナのような小間使いにふさわしい、高い音域のスブレットが歌うものと思われるのだが、メゾ・ソプラノの彼女が、リブレット（台本）は俗悪かつ陳腐であるにもかかわらず、個々のアリアや重唱はほんとうに卓越した音楽性を示すこのオペラにおいて、姉妹である女性たちを騙すために公証人や医者に化ける狂言回しを演じており、もちろん、それは、演出家もしくは指揮者の意図によるものなのであろう。

神戸女学院小ホールは400席のホールではあるが、舞台がほぼ真ん中にしつらえられ、客席は四方から舞台を取り囲むように設計されており、天井は、あたかも小さなチャペルのごとくにきわめて高く（大学は、「キリスト教と国際理解の精神に根ざした全人教育」を謳っている）、

音響的にも優れた所であるように思われた。この日の演奏会では、トーマス・ダンフォードのリュート伴奏のもと、ミシェル・ランベール (Michel Lambert, 1610～1696)、セバスティアン・ル・カミュ (Sébastien Le Camus, c. 1610～1677)、マルク＝アントワヌ・シャルパンティエ (Marc-Antoine Charpentier, 1643～1704)、オノル・ダンブリユイ (Honoré d'Ambruis, c.1660～c.1700) といった作曲家たちの、多くは恋のドラマに関わる世俗歌曲が歌われるとともに、ロベール・ド・ヴィゼー (Robert de Visée, c.1650～1725) とマラン・マレ (Marin Marais, 1656～1728) のリュート独奏のための作品が、歌の合間を縫って奏された。宮廷劇場で上演される絢爛豪華なバロック・オペラの陰に隠れるようにして——もっとも、それは現代の視点からそう見えるだけであって、豪華な装置も多数の楽士も必要しない分、当時にとってはより広範な聴衆の心を惹きつけていたのかも知れないのであるが——、多彩な世俗的歌曲も作曲されていたことを、この演奏会は示している。



トーマス・ダンフォード ["Retrouver la modernité de la musique ancienne" : Thomas Dunford, musicien baroque et homme de son temps \(francetvinfo.fr\)](#)

1. ドビュッシー《私の長い髪は》（歌劇《ペレアスとメリザンド》から）
かつて長く活躍したフランスのリリカルなハイ・バリトン、カミーユ・モラーヌには、たとえばフォーレの歌曲を歌うさいの、そのじつに端正にして軽やかな響きのゆえに、ドイツの歌曲の歌い手たちとはまた違った存在として、わたしは敬意を表し続けているのであるが、彼はこの歌劇のペレアスとして3度に及ぶレコーディングを行ったとされており、わたしは彼のそのペレアスのゆえに、神秘的な静謐が支配するこの歌劇を聴くことになった（アンセルメ指揮の1964年録音盤）。第三幕のメリザンドの《私の長い髪は》は、彼女が髪を梳きながら、ペレアスと再会する日を待ち望む、静かな憧憬を歌う場面のものである。
 2. ヘンデル《懐かしい木陰（オンブラ・マイ・フ）》（歌劇《クセルクセス》から）
この歌劇は、イタリア語で《セルセ》とも呼ばれる作品で、このアリアは、冒頭、主人公であるペルシャ王クセルクセスによって歌われるもので、《メサイア》の「ハレルヤ・コーラス」と並んで、ヘンデルの作品のなかでは、あるいは最も人口に膾炙した作品なのかも知れない。同時にまた、4曲のアンコールのなかで、デザンドレには最も本来のレパートリーに即したアリアには違いなく、メゾ・ソプラノの歌い手がこの王を演ずるのがごく普通と言われることから、多分、声域も一致しているであろう。わたし自身は、フランスの17世紀の世俗歌曲よりも、本来は18世紀前半のヘンデルやヴィヴァルディの歌劇のアリアに、よりいっそうの関心を抱くがゆえに、その渇きを、一瞬、この2つ目のアンコールで癒されたようには思われた。美しく伸びやかな声、聴く者の心に音楽の核心の痕跡を残しながら、ホールを満たしたのち、高い天井の彼方へと吸い込まれて消えて行く声・・・
 3. バルバラ（Barbara、1930～1997）《いつ戻ってくるの？》
 4. アルディ（Françoise Hardy、1944年生）《恋の季節》
- 3と4は、フランスのシャンソン歌手の作品とのことで、わたしにとっては関心の「埒外」にあり、したがってコメントらしきものもない。



（2023年9月23日、西宮北口、兵庫県立芸術文化センター・神戸女学院小ホール）

（てるい ひでき）